

第6回 長期的な土地利用の在り方に関する検討会

日 時：令和3年1月22日（金）13:00～:15:30

場 所：農林水産省第3特別会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 第5回検討会における主な御意見について
- (2) 本検討会における検討の視点の整理
- (3) 国土の管理構想について
- (4) 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」の検討内容について
- (5) 討議
- (6) その他

3 閉 会

【配布資料】

- 資 料 1 第5回検討会における主な意見等（農林水産省）
- 資 料 2 本検討会における検討の視点の整理（農林水産省）
- 資 料 3 国土の管理構想について（国土交通省）
- 資 料 4 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における検討内容について（農林水産省）
- 資 料 5 本日議論いただきたいポイント（農林水産省）
- 参考資料1 両検討会に相互に関係する主な意見等（農林水産省）
- 参考資料2 令和3年度農林水産関係予算概算決定について

第 5 回 検討会における主な意見等

令和 3 年 1 月 2 2 日
農村振興局

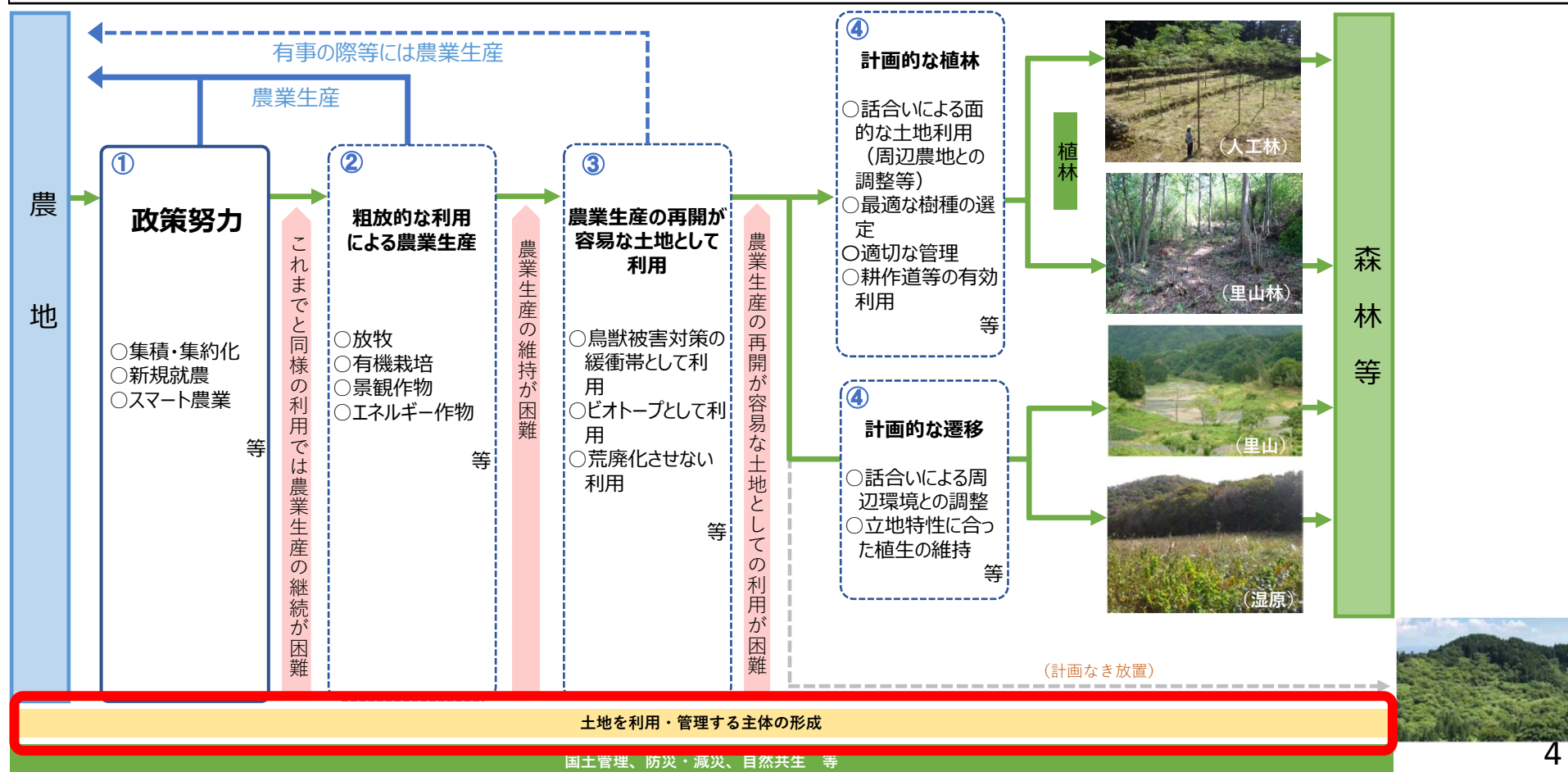
○第5回「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における主な意見

分類	NO	主な意見	発言者
ア 管理の在り方	1	○ 一つの集落が複数の状況を想定し、どの状況になっても生き残れるようにしておくことが戦略だと考える。また、対策がうまくいかなかったときのサポートの議論が必要。	林委員
	2	○ 土地利用が粗放化に向かう場合に土地利用がばらばらの状態になりやすいと考えられ、特に中山間地域ではその危険性が高いと思われる。農地以外の土地も含め、不在村者の理解をどう得るかも大きな課題。	安藤委員
	3	○ 将来的には、優良農地の概念を拡張し、多面的機能を発揮するような農地も政策的に優良農地と位置づけるような枠組みが必要ではないか。	広田委員
	4	○ 農地を農業生産として使わない場合でも、地域にとって価値ある土地利用とできるように考えていくことが大事。都市近郊や都市の中にも、人はいるのに放棄されている農地がある。こうした農地も、農業生産以外の農地の色々な価値を積極的に位置づけていくべき。	深町委員
	5	○ 緩衝帯を公共性の観点から「獣害指定エリア」として網がけ、集落のニーズに柔軟に対応できることが必要である。	小柳氏
イ 土地を利用・管理する主体	6	○ 集落外の土地所有者が増加すると、集落を維持するための土地管理ができなくなるため、集落で土地を管理する仕組みや、人が共生するための社会的に有効な土地利用が必要である。	小柳氏
	7	○ 拡大コミュニティは、そのコミュニティを運営する組織、体制、事務局がないと運営が難しい。個々の集落で難しければ地域運営組織が運営してもよいし、地域住民で無理なら非住民が運営してもよい。地域おこし協力隊、集落支援員制度も活用できるのではないか。	広田委員
	8	○ 有機農業者、兼業・副業の農業者、趣味的な農業者など、多様な主体の参入を積極的に進めることが中山間農地が生き残るための一番重要なポイント。	広田委員
	9	○ 誰がどの土地を耕作して、どの農地を残していくのが重要。農業法人や集落営農組織も考え合わせた上で管理していくことは可能ではないか。	笠原委員
	10	○ 地域農政の時代に作られた枠組みをやり直す形で、地域による土地の自主的管理の仕組みを新たにどう作っていくかが問われている。	安藤委員
	11	○ 中山間地域の農地の管理及び新たな利用の推進は、そこに暮らしていない非住民（地縁者及び非地縁者）の継続的な参加を担保する仕組みが求められる。拡大コミュニティ（定住者と非定住者でつくるコミュニティ）という考え方も仕組みの一つとして参考になる。	広田委員
ウ 合意形成手法	12	○ 非農家の増加、世代断絶が進むと地域コミュニティが希薄化し、自治機能が低下する。集落において一番の大きな問題は、地域活動や文化、集落資源に「無関心」であること。地権者の地域資源に関する無関心が広がると、合意形成が難しくなる。	小柳氏
	13	○ 集落の将来ビジョンから話し合いを始め、そこから土地利用につなげていくという順序が大切。	安藤委員
	14	○ 中山間地域の農地の管理及び新たな利用の推進は、そこに暮らしていない非住民（地縁者及び非地縁者）の継続的な参加を担保する仕組みが求められる。拡大コミュニティ（定住者と非定住者でつくるコミュニティ）という考え方も仕組みの一つとして参考になる。	広田委員

分類	NO	主な意見	発言者
ウ 合意形成手法	15	○ 集落ビジョンづくりなどの前段階のことは行うことで、集落の方々に地域資源について関心を持ってもらうことが重要。	広田委員
	16	○ 地域がやりたくなるような仕掛け、仕組みづくりが重要であり、その提案者が必要。また、地域をコーディネートする者が必要であるが不足しており、人材育成・確保の強化が必要。	高橋委員
	17	○ 集落ごとに方法は異なると思うが、無関心に関心に転換できるきっかけづくりが必要。将来集落がどうなればよいかということを考える場であれば、部外者でも参加できる余地があるのではないかと。	池邊委員
	18	○ 住民自らが参加し、自らが考えて答えを出すという方法による集落環境診断により合意形成を実現。	小柳氏
エ 合意を担保する仕組み	19	○ 関心が高まれば、おのずと人は動き、住民自らが考え出すことで、合意形成が実現する。地域住民の合意形成により、自治会として獣害対策費を予算化するとともに定期的な維持管理に取り組むこととなり、集落全体で、里山整備、耕作放棄地の解消、農地の共同管理が可能となった。	小柳氏
	20	○ 集落内外の人が共生するための土地利用を可能とすることが必要であり、私有地に制限をかけ、公用活動を可能とすることも必要。	小柳氏
	21	○ 政策的に行政が作るゾーニングだけでは土地を守ることが出来ない。利用主体の存在が前提条件であるとともに、利用主体が土地利用区分を作成することにより、土地が利用され、維持される。利用主体が作るゾーニングに対し政策的なつながりが必要。	安藤委員
	22	○ 土地利用に際し、利用主体が必要となる投資を行うために、経営の安定化が確保可能となるよう、長期間の賃貸借契約の締結が重要である。また、周辺住民の理解の醸成が重要となり、粗放的な土地利用の場合には面的なまとまりが必要。	安藤委員
オ ゾーニングの要否	23	○ 地域にとっての最適な土地利用を実現するため、モザイク状の土地利用を一まとめにしてマネジメントする主体の設定と、その一まとめの範囲をどのように設定するかを考えなければいけない。	安藤委員
	24	○ モザイク状のまとまりを捉える際は、対象とする空間の範囲やスケールを変化させて考えることが大事。	深町委員
カ 国、地方公共団体の関与の在り方	25	○ ボトムアップ型の計画策定が重要であり、農地の利用方法は基本的には地元で決めていただくしかない。	安藤委員
	26	○ 農村資源の維持や利用は集落では片付かない問題であり、資源を共有するためのマッチングの機会が求められている。このため、集落資源のデータ化やデジタル化（可視化）、共有化が早急に必要。	小柳氏
その他	27	○ 長期的な土地利用の検討の方向性（案）のチャートの中に「土地の利用・管理主体の形成」等の文言を入れてほしい。 【参考資料：長期的な土地利用の検討の方向性(案)】	広田委員

長期的な土地利用の検討の方向性（案）

- 農地は農地として有効利用することが大前提であることから、
- ① そのために、農地集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払うことにより農地を有効利用する
 - ② ①の政策努力にもかかわらず、これまでと同様の利用が困難である場合には、粗放的な利用により農業生産を行う
 - ③ ②が困難な場合には、農業生産の再開が容易な土地として利用（有事の際等には農業生産）する
 - ④ ③が困難で荒廃化が避けられない場合には、荒廃化が進行する前に森林への計画的転換（人工林、里山林）等により有効活用を図る途を拓くこととしてはどうか。



本検討会における検討の視点の整理

令和3年1月22日
農村振興局

長期的な土地利用の検討の方向性（案）

- 農地は農地として有効利用することが大前提であることから、
- ① そのために、農地集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払うことにより農地を有効利用する
 - ② ①の政策努力にもかかわらず、これまでと同様の利用が困難である場合には、粗放的な利用により農業生産を行う
 - ③ ②が困難な場合には、農業生産の再開が容易な土地として利用（有事の際等には農業生産）する
 - ④ ③が困難で荒廃化が避けられない場合には、荒廃化が進行する前に森林への計画的転換（人工林、里山林）等により有効活用を図る途を拓くこととしてはどうか。



土地利用の分類ごとの具体例

【②粗放的な利用による農業生産】



放牧

※農林水産省HPより



景観作物・燃料作物（菜種）

※農林水産省HPより

【③農業生産の再開が容易な土地として利用】



ビオトープ

※事例ガイド「これからの時代の地域デザイン」
～いかす国土、まもる国土、つかう国土～
（平成29年3月）（国土交通省）より



鳥獣被害緩衝帯

※農林水産省HPより

【④計画的な植林】



植林（早生樹）

※業務参考資料より



植林（里山林）

※業務参考資料より

前々頁の②～④の分類ごとに、以下のような論点について整理。

ア 必要な管理の在り方

イ 土地を利用・管理する主体

ウ 新たな土地利用への転換に係る合意形成手法

エ ウの合意を担保する仕組み

オ ゾーニングの要否（他法令のゾーニングとの調整を含む）

カ 国や地方自治体の関与の在り方

キ 食料の安定供給を確保する上での許容性

本検討会における検討の視点の整理

- 本検討会における意見等「次頁以下」を基に検討の視点を整理すると以下のとおり。
○今後、検討の視点ごとに施策の方向性を整理。

論点		検討の視点
ア. 管理の在り方	粗放的な利用による農業生産	○土地利用区分の充実 ○必要最小限の土地管理 ○粗放的農業生産に係る支援措置 ○土地改良施設の取扱い
	農業生産の再開が容易な土地としての利用	○農地・非農地の取扱い ○農業生産の再開が容易な土地利用 ○土地改良施設の取扱い
	計画的な植林・遷移	○計画的な植林 ○植林に係る支援措置 ○計画的な遷移 ○管理体制の構築 ○土地改良施設の取扱い
イ. 土地を利用・管理する主体		○多様な農業従事者の確保 ○多様な土地の利用・管理者の確保
ウ. 土地利用転換に係る合意形成手法		○合意形成のプロセス ○合意形成の範囲 ○話合いの参加者 ○役割分担の合意 ○支援、コーディネート等を行う人材 ○合意形成の手法 ○関連施策の活用手法
エ. 合意された土地利用を担保する仕組み		○行政計画へのつなぎ ○合意の担保に係る措置（規約、賃貸借契約等）
オ. ゾーニングの要否		○一体的な土地利用 ○長期的なゾーニング ○ゾーニングに合わせた誘導措置
カ. 国、地方公共団体の関与の在り方		○行政機関等の関与 ○適切な情報共有
キ. 食料安定供給上の許容性		○食料供給のために絶対に確保すべき農地の区域の設定

検討会（第1回～第5回）における主な意見等の整理

論 点	主な意見等	発言者	検討の視点
ア. 管理の在り方	○新たな土地利用の区分については、細分化が必要ではないか。	①笠原	○土地利用区分の充実
	○守るべき「優良農地」は、中山間地域の棚田など、景観や生物多様性に富む農地もこれに位置付けてはどうか。	①広田	
	○生物多様性、文化、歴史などの視点から評価された農地を守るべき農地として位置づけることも重要な論点。	②深町	
	○農地を単一の利用ごとに分けるのではなく畜産業や林業、内水面漁業などを重ねるような土地利用又は使い分けしながらも一体となっているような土地利用という視点も大事。	②深町	
	○農地の再生を考えるならば、農道や農業水利施設の存在等も視野に入れるべき。	①広田	○土地改良施設の取扱い
	○人口や農業従事者の減少を踏まえると、全ての農地を生産基盤として考えていくことには限界があり、どのようにメンテナンスフリー化、自然林化していくか、周辺農村の社会的な力も含めて判断し、最低限何をしていくかという整理が必要。	③田口	○必要最小限の土地管理
	○「農地への復旧が容易な非農地に転換」については、地目の扱いと農業委員会等関係機関の関与の在り方について検討すべき。	②笠原	○農地・非農地の取扱い
	○農地の範疇に関する整理が必要。例えば焼き畑農業の場合なら、一時的に林地に戻ることになるが、その際の取扱い、また、山菜取りの原野の扱いなど。	②安藤	
放牧	○放牧のための準備はかなり大変で、電気柵を整備するため補助事業など具体的な支援も必要であり、簡単な政策支援で横展開が図られるとは考えにくく、マネジメントができる経営者をどう育てるかが重要な鍵。	④安藤	○粗放的農業生産に係る支援措置
	○大規模で水田を放牧地に転換する場合は、水利施設の取扱いについても検討が必要である。	①安藤	○土地改良施設の取扱い
緩衝帯	○緩衝帯は、点で整備しても意味が無いので、面的に設置する必要がある。	②笠原	○農業生産の再開が容易な土地利用
	○緩衝帯を公共性の観点から「獣害指定エリア」として網がけ、集落のニーズに柔軟に対応できることが必要である。	⑤小柳	

項 目	主な意見等	発言者	検討の視点
ア. 管理の在り方			
森林転換 (計画的な植林)	○植林ただけで手入れをしないと、災害が起こりやすく、植林により林地にしていまいくことは限定的ではないか。	①深町	○計画的な植林
	○（農業生産上の条件が不利な地域では）林業と農業を一体的に考えた上での人工林の再配置のようなことを考えてもよいのではないか。	③林	
	○センダン、養分や水分が豊富な平地又は斜面下部が適し、九州、四国、本州のうち伊豆諸島以西の太平洋側の標高500m以下で、日当たりが良好なところが適している。このため、平地の利用、特に荒廃農地の利用が有効である。	③横尾	
	○森林への計画的な転換は、もう農地を保全していけないという場合において一つの手法としてあり得る。反面、継続して管理を行う人がいるというのが絶対条件。	③高橋	○管理体制の構築
	○植林は、搬出路、路網の整備とセットで進めないとうまいかない。	③安藤	○植林に係る支援措置
里地、里山 (計画的な遷移)	○セイタカアワダチソウなどの外来種、クズ、ネザサなどの特定の種が優占する状況が長く続いたり、土砂崩れなど自然災害の危険性が高い「放棄農地の荒廃化」を避ける必要がある。このため目標とする野草地や里山林に誘導することも考えないといけない。	③深町	○計画的な遷移
	○森林化がすべてよいというわけではなく、積極的にどこまで介入するかを考えることが必要であり、放っておくとうまいかないところについてのみ介入するという、消極的介入という視点があってもよい。農地を放棄した結果として目指すべき最終的な到達目標に持っていくために、放っておくのではなく、どのようなマイルドな介入が有効なのかを考えることが必要。	③安藤	
	○雑木林化をしながら生物多様性をどう図っていくかという環境的視点をきちんと入れていかないと、長期的な土地利用を考えた上で限界が出てきてしまうのではないか。	③田口	
イ. 土地を利用・管理する主体	○有機農業者、兼業・副業の農業者、趣味的な農業者など、多様な主体の参入を積極的に進めることが中山間農地が生き残るための一番重要なポイント。	⑤広田	○多様な農業従事者の確保
	○多様な利用を促進するためには、半農半X等の新たな農業従事者参入の促進も必要。	②笠原	
	○もともとの農業従事者と、半農半X等の新たな農業従事者には、農業に対する意識差がある印象。例えば、後者が無農業栽培を行おうとする際など、軋轢を生じやすい。	②田口	
	○地域外からの新たな人材の受入れに係る議論が必要である。	①池邊	○多様な土地の利用・管理者の確保
	○仕事を創り、暮らしを支えるといった居住者を増やすための施策が農地保全にも繋がる。	①安藤	
	○中山間地では、平地の人手を借りながら農地の維持を考えることが必要である。	①高橋	
	○中山間地域の農地の管理及び新たな利用の推進は、そこに暮らしていない非住民（地縁者及び非地縁者）の継続的な参加を担保する仕組みが求められる。拡大コミュニティ（定住者と非定住者でつくるコミュニティ）という考え方も仕組みの一つとして参考になる。	⑤広田	
	○集落外の土地所有者が増加すると、集落を維持するための土地管理ができなくなるため、集落で土地を管理する仕組みや、人が共生するための社会的に有効な土地利用が必要である。	⑤小柳	

論 点	主な意見等	発言者	検討の視点
ウ. 土地利用転換に係る合意形成手法	○最終的には多様な主体の参画の下での合意形成が必要だが、小さい単位での意識付けは必要。このため、話し合いが必要な理由を最初に理解してもらうことに時間をかけるなど序盤のプロセスを考えてもらいたい。	②広田	○合意形成のプロセス
	○集落の「将来ビジョン」から話し合いを始め、それを土地利用につなげていくという順序が大切。	⑤安藤	
	○話し合いの範囲は、できる限り小さい範囲が基本であり、これまでは一つ一つの集落で話し合いをしてきたが、一つの集落ではもう完結できない状態。これからは、里海から里地、里地から里山、と話し合いの括り（土地利用の取組の範囲）を広げていくことが必要。	②高橋	○合意形成の範囲
	○土地持ち非農家、地域住民、水利等で関係する下流域の方々などが話し合いに参画する体制が必要。	②笠原	○話し合いの参加者
	○現役世代だけでなく、若者世代が入り、農家・非農家の枠を超えた話し合いが必要。	②高橋	
	○地域の年配者の水管理、防災などの知恵や経験を活用する視点も必要。	②深町	
	○農地中間管理機構や農業委員会にどういう役割が必要とされており、何をすべきなのかを明確化し、地権者、農家に役割等が明確に認知されることが必要。	④池邊	○役割分担の合意
	○地域の合意形成は容易ではないため、支援する人材が必要である。	①広田	○支援、コーディネート等を行う人材
	○若者や非農業者を巻き込むためのコーディネートをする人の存在も重要。	②深町	
	○合意形成を図っていくためのコーディネーターの確保は必要だが、高いスキルが要求されることも事実。	②田口	
	○話し合いには「話し合いの括り」を決めることが大事。そのために、集落単位で、人材、コミュニティ等の有無等を調べ上げ、カルテを作成することが有効。	②高橋	○合意形成の手法
	○住民自らが参加し、自らが考えて答えを出すという方法による集落環境診断により合意形成を実現。	⑤小柳	
	○人・農地プランの実質化で形成した話し合いの措置を新たな土地利用への転換の合意形成の場に継続していくことが必要。	②笠原	○関連施策の活用手法
	○話し合いを重ねることが必要。また、人・農地プランや中山間地域等直接支払の集落戦略等をかみ合わせることも必要。	②高橋	
	○政策的には、将来の土地利用について合意形成を得るには、人・農地プランの活用が重要。中山間地域等直接支払制度も地域の土地利用を考える有力なきっかけになり得る。	④広田	

論点	主な意見等	発言者	検討の視点
エ. 合意された土地利用を担保する仕組み	○政策的に行政が作るゾーニングだけでは土地を守ることが出来ない。利用主体の存在が前提条件であるとともに、利用主体が土地利用区分を作成することにより、土地が利用され、維持される。利用主体が作るゾーニングに対し政策的なつながりが必要。	⑤安藤	○行政計画へのつながり
	○地域住民の合意形成により、自治会として獣害対策費を予算化するとともに定期的な維持管理に取り組むこととなり、集落全体で、里山整備、耕作放棄地の解消、農地の共同管理が可能となった。	⑤小柳	○合意の担保に係る措置（規約等）
	○集落内外の人が共生するための土地利用を可能とすることが必要であり、私有地に制限をかけ、公用活動を可能とすることも必要。	⑤小柳	
	○土地利用に際し、利用主体が必要となる投資を行うために、経営の安定化が確保可能となるよう、長期間の賃貸借契約の締結が重要。	⑤安藤	○合意の担保に係る措置（賃貸借契約）
オ. ゾーニングの可否	○土地所有者が個別に土地の使い方を決めてしまうと、地域にとって最適な土地利用が実現できない。地域にとっての最適な土地利用を実現するため、モザイク状の土地利用を一まとめにしてマネジメントする主体の設定と、その一まとめの範囲をどのように設定するかを考えなければいけない。	⑤安藤	○一体的な土地利用
	○2030年、2050年、2100年までは守るといった、長期的、段階的、戦略的なゾーニングといった防衛ラインのような議論が必要ではないか。	①林	○長期的なゾーニング
	○本来、「ゾーニング」とは開発をさせない規制的手法の事を指す。政策的効果を発揮させるためには、ゾーニングによる土地利用区分とアメとなる誘導的施策の組合せが重要である。	①広田	○ゾーニングに合わせた誘導措置
カ. 国、地方公共団体の関与の在り方	○ボトムアップ型の計画策定が重要であり、農地の利用方法は基本的には地元で決めていただくしかない。	⑤安藤	○行政機関等の関与
	○土地を長期的に守っていくためには、最初の段階から行政が間に入って権利調整を行うことにより持続した営農が可能になる。	④高橋	
	○土地利用に関する地権者との話し合いや農地中間管理機構を通じた斡旋などへの農業委員会の関わりについて透明性を持つことが必要。	④笠原	
	○市町村職員が、地域の現状をデータ等で伝えることが重要。	②笠原	○適切な情報共有
	○国は、個々の土地の計画的転換について、どの選択をすると将来どうなるのか、将来的な維持管理は誰がどのようにやるべきなのかといった情報を整理し、情報提供に力を入れるべき。	③広田	
	○資源を共有するためのマッチングの機会が求められ、集落資源のデータ化やデジタル化（可視化）、共有化が早急に必要。	⑤小柳	
キ. 食料安定供給上の許容性	○早生樹の植林、荒廃化について、一つのガイドラインみたいなものにまとめるのが良いのではないか。この場合、政策的にどこまで介入すべきかをしっかり考えることが必要であり、例えば、国民の食料を供給する上でここは絶対守らないといけない「絶対防衛圏」みたいなものを設定した上で、ここから外れる部分については形式的に「こうしてください」というのではなく、「こうならないようにしてください」と指摘する方が良いのではないか。その上で、地域の文化や考え方を尊重して自由にやっていただくのが一番良いのではないか。	③林	○食料供給のために絶対に確保すべき農地の区域の設定

国土の管理構想について

1. 国土利用をめぐる基本的条件の変化

1. 本格的な人口減少社会における国土の適切な管理のあり方を構築

人口減少下においては、都市的土地需要のみならず、全体として土地需要が減少し、国土の利用と管理が縮小するおそれ

2. 持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用

自然環境の悪化により、生態系のもつ食料・水の供給などの生態系サービスを維持できないおそれ

3. 巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用へ転換

東日本大震災等の経験から居住地や公共施設の立地等、国土利用面の安全の重要性を認識

2. 国土利用の基本方針

「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針とし、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。

適切な国土管理を実現する国土利用

- 都市的土地利用
 - ・都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能等の中心部や生活拠点等への誘導 等
- 農林業的土地利用
 - ・農業の担い手への農地の集積・集約、荒廃農地の発生抑制
 - ・国土保全等に重要な役割を果たす森林の整備・保全
- 健全な水循環の維持又は回復 等

自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用

- 自然環境の保全・再生・活用
 - ・優れた自然条件を有している地域等を核とした生態系ネットワークの形成
 - ・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組の推進による地域の魅力等の向上
- 地域の個性ある景観の保全・再生・創出 等

安全・安心を実現する国土利用

- 安全を優先的に考慮する国土利用
 - ・地域の実情等を踏まえ災害リスクの高い地域の土地利用を段階的に制限
- 国土の安全性の総合的な向上
 - ・経済社会上重要な諸機能の適正な配置やバックアップの推進。交通・エネルギー・ライフライン等の多重性・代替性 等

今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行する中で、このような取組を進めるには、

○複合的な施策の推進

- ・自然環境の再生と防災・減災を共に促進させる取組など複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進
- ・国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても国土の適切な管理を行う

○国土の選択的な利用

- 適切な管理が続くことが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、
- ・管理コストを低減させる工夫とともに、
 - ・森林等新たな生産の場としての活用や過去に損なわれた自然環境を再生するなど新たな用途を見出すことで国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択



↑遊水地として治水機能を確保すると共に、水質改善や生態系保全にも寄与（渡良瀬遊水地）

3. 国土の利用区分ごとの規模の目標

	平成24年 (万ha)	平成37年 (万ha)	構成比 (%)	
			24年	37年
農地	455	440	12.0	11.6
森林	2,506	2,510	66.3	66.4
原野等	34	34	0.9	0.9
水面・河川・水路	134	135	3.5	3.6
道路	137	142	3.6	3.8
宅地	190	190	5.0	5.0
住宅地	116	116	3.1	3.1
工業用地	15	15	0.4	0.4
その他の宅地	59	59	1.6	1.6
その他	324	329	8.6	8.7
合計	3,780	3,780	100.0	100.0
(参考)				
人口集中地区 (市街地)	127	121	—	—

4. 必要な措置の概要

- 土地利用基本計画を活用し、市町村の意向を十分踏まえた都道府県の土地利用の総合調整の積極的推進
- 所有者の所在の把握が難しい土地の増加の防止や円滑な利活用に向けた現場の対応を支援するための方策の検討
- 都市の低・未利用地や空き家等の有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制
- 災害リスクの高い地域の把握・公表や法に基づいた規制区域の指定の促進
- 地籍調査の計画的な実施。特に、南海トラフ地震等の想定地域や山村部での重点的実施
- 各種指標等を活用し、計画推進上の課題を把握。計画が目的を達するよう効果的な施策を講じる

○「国土管理専門委員会」は、平成27年の国土形成計画及び国土利用計画の改訂を受け、

「国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成」が必要とされていることから、人口減少に対応しつつ、国土を適切に管理するとともに、これを好機ととらえた自然環境、生活環境等の改善を進めることにより、美しい国土を守り次世代に継承するための事項について調査する。

具体的には、人口減少に対応した国土の利用・管理のあり方、国民の参加による国土管理等について調査する」

ため、国土審議会 計画推進部会 に、平成28年4月に設置。

委員名簿（◎委員長）

- ・浅見 泰司 東京大学大学院工学系研究科教授
- ・飯島 淳子 東北大学公共政策大学院教授
- ・一ノ瀬 友博 慶應義塾大学環境情報学部教授
- ・大原 美保 土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター主任研究員
- ・瀬田 史彦 東京大学大学院工学系研究科准教授
- ・土屋 俊幸 東京農工大学名誉教授

◎中出 文平 長岡技術科学大学副学長

- ・中村 太士 北海道大学大学院農学研究院教授
- ・広田 純一 岩手大学名誉教授、NPO法人いわて地域づくり支援センター 代表理事
- ・山野目 章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授

【2017年とりまとめ】（H29.5）

- ・ 国土利用・管理上の地域の課題に対し、国土利用計画（市町村計画）においてどのように対処できるか、改善すべき点は何かの整理・検討を実施。
- ・ 計画策定に対し、策定ノウハウを含めた事例集・マニュアルの作成、研修、専門家派遣などの技術的支援を提言。

【2018年とりまとめ】（H30.6）

- ・ 市町村・地区レベルで持続可能な国土の利用・管理のあり方に悩んでいる住民及び行政担当者を主な対象として、地域の土地について改めて考え、土地の使い方を選択し、実現に向けた具体的なアクションを実行することを推進するために、課題と解決の方向性を整理し、関連事例集をとりまとめ。

【2019年とりまとめ】（R元.5）

- ・ このままでは将来的に放置されていくことが予想される土地の管理のあり方について、深掘り。
- ・ 土地の放置により発生する悪影響のレベルに応じ、必要最小限の管理（悪影響の定期的な把握等のみを行う管理）を行うことも選択肢の一つとして、地域で土地の管理のあり方を検討していくための「管理構想」の基本的枠組みを提示。

【2020年とりまとめ】（R2.10）

- ・ 2019年とりまとめを踏まえ、中山間地域だけでなく宅地を中心とした地域（都市郊外部）、宅地や農地の地目の混在が見られる地域及び平野部の農地を中心とした地域を対象として現地調査を実施し、それらの地域における管理構想の適用可能性を整理。

**【国土の管理構想】（R3夏頃予定）**

- ・ これまでの議論を踏まえ、人口減少下の課題に対応した国土管理のあり方を提示する。

○「国土の管理構想」とは

- ・地目横断的、複合的、他の地域へ影響する課題等の人口減少下の国土管理上の課題に対応した国土管理のあり方として、国土利用計画で示された「複合的な施策の推進」と「国土の選択的利用」による適切な国土管理を「国民的経営」のもと進めていくための視点・方策を具体化して体系的に示す。
- ・国土利用計画法の目的に鑑み、各個別分野との調整点・統合的考え方を示す。
(例) 地域の担い手不足を踏まえた管理の視点、災害リスクを低減するまちづくり・地域づくりの視点、良好な水循環の確保や生物多様性保全の視点、地域資源としての地域固有の文化・景観保全の視点等

○国土の管理構想の体系

- ・国土利用計画体系に位置付け、国、都道府県、市町村、地域ごとに管理構想を策定する。

国

- ・長期的視野・広域的視点からの国土全体の管理のあり方として、考慮すべき視点や分野間の調整点・統合的考え方を示す。
- ・国、都道府県、市町村及び地域の各レベルにおいて対応すべき管理のあり方や、各レベルの役割分担、連携・調整の考え方を提示。

都道府県

- ・現状把握及び将来予測を前提として、都道府県土全体としてどのような管理のあり方が目指すのかを示す。
- ・都道府県として管理すべきエリアと市町村、地域で対応すべき課題について判断するための視点を示し、隣接する市町村管理構想間の調整を行う。

市町村

- ・現状把握と将来予測を前提として、市町村土全体としてどのような管理のあり方（市町村及び地域として管理すべきエリアと対応すべき課題を含む。）を目指すのかを示し、市町村管理構想図として地図化する。

市町村管理構想の一部として編入

地域

- ・住民自ら、地域の現状把握及び将来予測を前提とした地域の将来像を描き、土地の管理のあり方について地域管理構想図として地図化するとともに、管理主体や管理手法を明確にした行動計画を示す。

策定に向けた人材や知見（データ等）の支援、市町村への働きかけ等

策定に向けた人材や知見（データ等）の支援、地域への働きかけ等

ステップ⑤：市町村土に関する基礎情報から現状把握及び将来予測

- 既存データ及び個別施策から分かる地域及び土地管理の状況の現状を把握し、20から30年後の将来予測を実施。

✓ 集落維持可能性に係る情報

人口、高齢化率、世帯減少率、転入転出等（国勢調査等）

寄合の開催状況（農林センサス）

✓ 土地の管理状況及び課題認識に係る情報

耕作者年齢、耕作意向、後継者の有無（農家台帳、農林センサス、人・農地プラン）

耕作放棄地の状況（農地利用状況調査）

空家情報（空家等実態調査）

森林管理状況、管理意向（林地台帳、森林計画制度、森林経営管理制度）

事業実施状況や行政への要望の状況

✓ 土地の維持すべき機能・資源に係る情報

文化資源（文化財）

観光資源

景観資源

✓ 管理水準の低下によりリスクが高まる可能性のあるエリアに係る情報

災害リスク（ハザードマップ）

鳥獣害

ステップ⑥－1：現状把握及び将来予測を受けた、対応すべき課題と管理すべきエリアの整理

- データから分かる情報を整理。

土地の管理水準低下により発生する課題

土地の管理水準低下により発生する悪影響

土地の機能や資源の喪失

将来的な活用可能性の喪失

※他の地域にまで影響を与える課題がある場合や地域全体に影響を与える課題がある場合はとくに深刻度が高い

土地の管理水準低下による課題が懸念されるエリア

集落の維持が困難となる可能性のあるエリア

土地の管理水準低下の問題が顕在化又は将来的に顕在化するエリア

土地の管理水準の低下を防ぎ、維持すべきエリア

土地の管理水準低下により発生する課題

土地の管理水準低下により発生する悪影響

土地の機能や資源の喪失

将来的な活用可能性の喪失

土地の管理水準低下による課題が懸念されるエリア

集落の維持が困難となる可能性のあるエリア

土地の管理水準低下の問題が顕在化又は将来的に顕在化するエリア

土地の管理水準の低下を防ぎ、維持すべきエリア

⑥-2、3、4による追加的整理

ステップ⑥-2：地域への聞き取りによる追加的整理

○中山間地域及び中山間地域外でもステップ⑥-1で課題の深刻度の高い地域とされた地域について、優先的に地域への聞き取りを実施し、地域及び土地の管理状況課題状況の把握を行う。

✓ 集落維持可能性に係る情報

コミュニティ状況や地域人材の有無

✓ 土地の管理状況及び土地の管理状況に対する課題認識に係る情報

土地の放置により発生している課題

地域意向

その他課題認識

土地所有者意向

など

ステップ⑥-3：市町村としての課題認識による追加的整理

- 市町村内各部局の協議の場を設ける。
- ステップ⑥の基礎情報による現状把握と将来予測、⑥-1の土地の管理水準の低下により発生する課題と課題が懸念されるエリアの整理を下に市町村職員として議論を行う。
- 現状把握、将来予測を前提に、どういう将来像を目指すのか、地域振興的視点も含めて、市町村管理構想の方向性を整理する。

土地の管理に関する課題認識や将来予測

地域づくりや産業振興のために維持すべきもの

課題に対する意向の調整

目指すべき将来像

各種市町村内の計画との齟齬が無い

ステップ⑥-4：広域的な視点による追加的整理

- 国・都道府県の管理構想で示された広域的な視点から追加的に整理。
 - 具体的なデータで判断できない場合は、協議の場において、各担当部局として問題が無い確認を実施
- ※内容については、課題と管理の在り方の議論の中で精査

✓ 土地の維持すべき機能・資源に係る情報や土地の管理水準低下により発生するリスクに係る情報

鳥獣害

水資源

災害リスク

文化資源

生物多様性、環境保全

国・都道府県の管理構想で示された機能

国・都道府県の管理構想で示された機能

ステップ㉔：市町村管理構想及び市町村管理構想図の検討

〈記載事項：市町村土の管理に関する基本構想〉

- 市町村として、現状把握、将来予測を前提に、どういう将来像を目指すのか、地域振興的視点も含めて、管理の在り方の方向性を示す。周辺市町村と意見交換し、調整を実施。
- 整理した対応すべき課題と管理すべきエリア（地域管理構想を優先的に策定すべきエリアを含む。）を示す。
- 一筆ごとの土地の管理ではなく、空間としての方向性として、管理すべきエリアや管理の在り方を示す。
- 整理した対応すべき課題と管理すべきエリアを市町村管理構想図に落とし込む。

〈記載事項：必要な措置の概要〉

- 地域管理構想策定に向けた地域に対する支援や市町村管理構想を推進するための取組を位置付ける。

市町村管理構想の策定

市町村土の管理の在り方の方向性

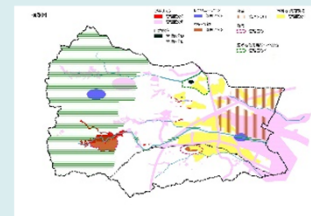
対応すべき課題の設定

管理すべきエリアの設定
(地域管理構想を優先的に策定すべきエリアを含む。)

図示

市町村管理構想図の策定

市町村管理構想図



ステップ㉕：地域管理構想図を市町村管理構想図に反映

- 地域において策定された地域管理構想図の妥当性を評価し、市町村管理構想図として順次反映する。
- 地域管理構想において、地域が市町村に対応や役割を求める内容があれば対応を検討。地域が求める内容に応じて、関係部局が対応する。

地域における作業（市町村はサポートを実施）

ステップ①：地域における現状把握と将来予測（自分たちの暮らす地域について改めて考えてみる）

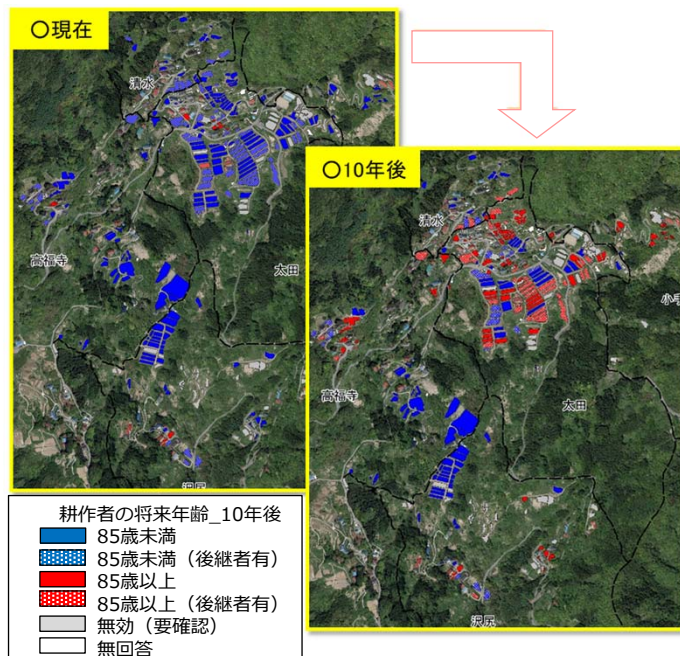
ワークショップの実施：土地や地域の現状及び将来の状況の把握・共有

- ✓ 地域の資源状況、魅力、歴史、文化、自然環境等の把握
現況図から現在の土地の利用や管理の状況を把握する。
- ✓ 地域の歴史や過去の土地の管理状況、過去の地域作りの取組の振り返り
- ✓ 将来予想図をもとにした、10年後の見通しの把握、土地利用に限らない地域の将来像の設定や課題の整理

長野市中条地区の事例

○現況図及び将来予想図の作成

〈現在と10年後の農地の耕作者年齢及び後継者の有無〉

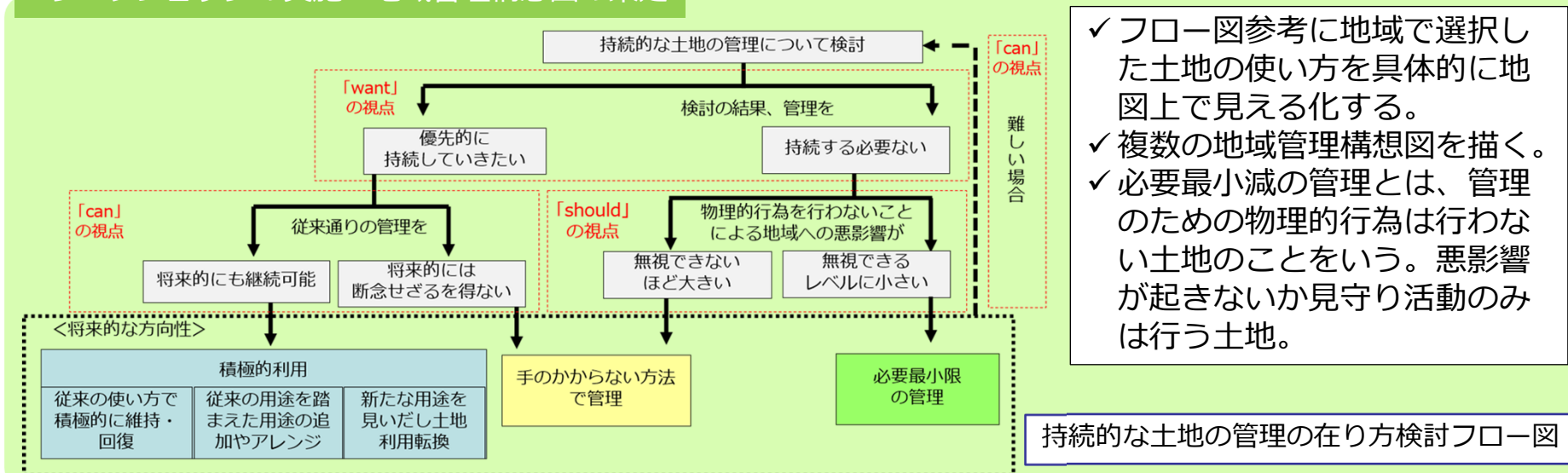


○現況図及び将来予想図をもとにした、土地の利用・管理状況に対する住民意見（抜粋）

	過去	現在	未来
森林	- 山に行っても獣がいなかった。 - 林業の衰退も大きい。	- 森林所有者が赤字で手入れをしない。 - 竹が沢山生えて大変。 - 木が生えて景色が見えなくなり残念。 - クマが多く山に入れない。	- 森林が密集していて人が入りにくいが、間伐すれば美しく見え、山菜採りもできる。 - 竹やぶに手が付けられなくなる可能性。 - 薪の需要が増える可能性。
農地	- 農地だった場所にスギが植林された。今後の管理は難しい。 - かつて田んぼ、畑等だった場所の多くが自然に返った。	- 数年後には田畑はできない。 - 急斜面のため草刈りが大変。 - 畔の維持は棚田ならではの大変さ。 - 竹が生えたと農地への影響が大きい。 - 桑畑だった場所はヨシが生えて木が生えず、荒れる。スギが植えられた場所はまだまし。 - イノシシに負けそう。 - 綺麗に管理するモチベーションを保つためにサクラを植えている。	- 野生鳥獣の棲家、動物園に。 - 田畑の森林化で家が囲まれて防犯上心配。 - 田沢沖の棚田は高福寺と沢尻の動線。地域のつながりのために守る必要がある。 - 析倉の棚田は、ほ場整備の合意形成に苦労した。将来もなんとか守りたい。 - ハゼ掛けが厳しい。機械化が必要。 - 手間がかからない山菜に期待。 - 道路沿いに無い農地は管理が困難。 - 定年帰農のニーズがある可能性。
宅地	- 昭和53年に小学校が廃校。 - 集落の位置は変わっていない。	- 空き家が朽ち果てており、切なくなる。 - 木が大きくなり集落や北アルプスが見えにくくなった。 - 移住希望者がいても貸し手がない。 10年～20年前は閉鎖的だったが、人が減ってきて変わってきた。	- 家を貸すのは難しい。家が壊れた修理が家主では貸す人がいない。 - 未来は若者の移住者が増える可能性。 - 田舎の役員などを減らして、移住者の負担を減らさないといけない。

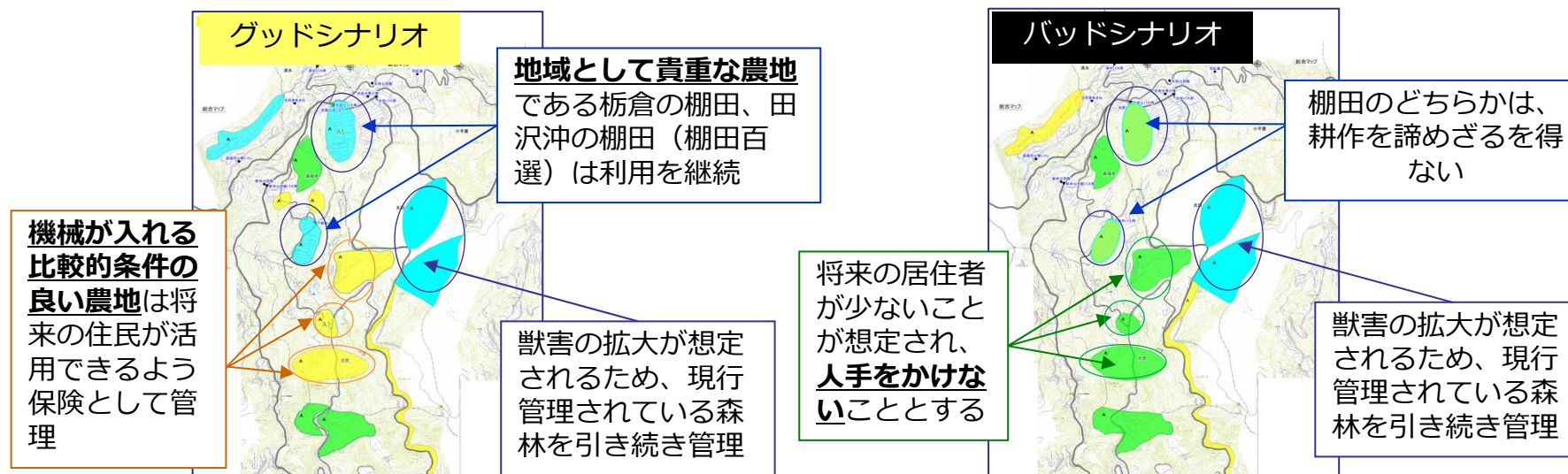
地域における作業（市町村はサポートを実施） ステップ②：地域管理構想図の策定（土地の使い方を選択する）

ワークショップの実施：地域管理構想図の策定



長野市中条地区の事例

○地域管理構想図（一部抜粋）



地域における作業（市町村はサポートを実施）

ステップ③：地域における行動計画と地域のルール策定

ワークショップの実施：行動計画の策定

- ✓ 実践場所を特定した取組内容、取組主体と役割分担、想定される連携先等を今から将来に向けての行動計画としてまとめる。

長野市中条地区の事例

○行動計画に向けた話し合い（一部抜粋）

実践内容	場所	具体的な取組内容	
・最低限、耕地として活かす ・集落営農	・棚田百選の棚田（2か所） ・おいしいコメがとれて条件のよい田	今	・子どもたちへ耕作の必要性を理解してもらう ・集落共同、一体で守ろうという一体感をつくる ・共同組織の設立に向け準備
		来年度から	・栽培方法の統一（作業と販売のため） ・共同作業を開始
		今から5年まで	・子ども世代に手伝ってもらい、引き入れ ・所有者の意思確認 ・コンバインの集約化に向けて共同購入、外部からの若手の引き入れ ・鳥獣害対策（電柵）を共同で購入
		5年目以降	・集落営農化 ・5年以内には集約化 ・5年目安に販路づくり ・まずは何人かで共同化

ワークショップの実施：地域のルール策定

- ✓ 行動計画の取組を進めるため、地域集落が円滑に回るための最低限のルールを設定する

想定されるルールの例

- ✓ 作成した地域管理構想、行動計画について進捗確認や見直しを行うためのルール
- ✓ 見守り活動実施のルール
- ✓ 集落から撤退する場合や土地等を手放す際のルール
- ✓ 新しい住民を受け入れる際のルール

【第1章】総論

1. 国土の管理構想とは

（1）国土の管理構想とは

（2）国土の管理構想の計画体系

- ・国、都道府県、市町村、地域ごとの管理構想の関係性とトップダウンとボトムアップのプロセス
- ・法制上の位置付け

2. 人口減少下の国土管理の問題と管理のあり方

（1）人口減少下の国土管理の課題

- ・人口減少下の国土管理の課題の整理（悪影響の時間的・空間的整理、国土全体のうち課題の存在するエリアの分析等）

（2）人口減少下の国土管理のあり方

- ・国としての長期的・広域的視点からの国土管理のあり方（考慮すべき視点と、各分野の調整点や統合的考え方の提示）
- ・国、都道府県、市町村、地域で対応すべき国土管理のあり方

3. 管理構想に関する国・都道府県・市町村の役割分担と連携・調整

- ・国、都道府県、市町村、地域のそれぞれの役割
- ・国・都道府県・市町村による人材支援における役割分担（支援手法、支援内容の役割分担等）
- ・国・都道府県・市町村が整備・提供するデータの種類や役割分担
- ・各レベル間の連携、調整

4. 国土の管理構想のモニタリング・見直し

- ・モニタリングの基本的方向性

【第2章】都道府県における管理構想の策定

1. 都道府県管理構想の記載内容

- ・記載事項（現状把握と将来予測、管理のあり方、管理すべきエリア、市町村、地域において考慮すべき視点、市町村への支援内容、都道府県自らの管理の取組等）
- ・2. 都道府県管理構想のモニタリング・見直し
- ・モニタリング手法や指標

【第3章】市町村及び地域における管理構想の策定

1. 市町村管理構想・地域管理構想の意義
2. 市町村管理構想・地域管理構想の調整プロセス及び記載内容

- ・市町村内で調整・協議すべき事項と協議の場の設置
- ・市町村管理構想、市町村管理構想図の記載事項（現状把握と将来予測、管理のあり方、地域への支援、他の計画との調整事項、市町村自らの管理の取組等）
- ・地域管理構想、地域管理構想図の記載事項（現状把握と将来予測、行動計画（管理のあり方、主体と役割分担）等）

3. 市町村管理構想・地域管理構想の策定に当たる留意事項
4. 市町村管理構想・地域管理構想の策定に当たる市町村におけるデータ整理

- ・管理構想の策定に当たって有用・活用可能なデータの種類とその整理

5. 地域管理構想の策定に関わることが想定される主体と求められる役割

- ・地域の中心となる主体、取組への関与が有効と考えられる主体、住民外の人材の役割、マッチング手法等

6. 地域管理構想の策定プロセス

<ステップ0：事前準備・機運醸成>

- ①市町村による地域の現状の把握
- ②地域での話し合いに向けた事前準備
- ③地域の機運醸成や地域管理構想の策定に資する情報提供

- ・市町村において確認・判断すべき事項と地域の機運醸成のための取組
- ・地域管理構想の策定が推奨される地域（適用可能性）の整理（2020年とりまとめの内容を踏まえた整理）
- ・地域の状況を踏まえた検討ステップの考え方

<ステップ1：現状把握と将来予測>

- ・話し合いの実施と現状及び将来の見える化の手法

<ステップ2：地域管理構想図の策定>

- ・検討フローに基づく土地利用・管理の選択手法（悪影響の抑制・緩和の視点のみにとどまらない）

<ステップ3：行動計画と地域のルール策定>

- ・実行に向けた行動計画やルール策定（次回日中条村WSを踏まえた整理）

7. 地域管理構想の見直しと市町村管理構想のモニタリング・見直し

- ・地域管理構想の見直し手法
- ・地域管理構想も含めた市町村のモニタリング手法

「新しい農村政策の在り方に関する検討会」 「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」 における検討内容について

令和 3 年 1 月 20 日・22 日

農村振興局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

目 次

1. 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」における検討の概要	3
○ 新しい農村政策の在り方に関する検討会	4
○ 検討事項 1. 地域づくり人材の育成	5
○ 検討事項 2. 農村における所得と雇用機会の確保	8
2. 「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における検討の概要	12
○ 長期的な土地利用の在り方に関する検討会	13
○ 長期的な土地利用の在り方に関する検討	14

1. 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」
における検討の概要

新しい農村政策の在り方に関する検討会

検討会の目的

- 農村では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、近年、「田園回帰」の流れなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価。
- このような動きを踏まえ、ポストコロナも視野に入れ、農村振興施策の検討を幅広い視点から検討するため開催。

主な検討事項

- ① 関係府省と連携した農村政策の進め方
- ② 地域づくり人材の育成
- ③ 農村の実態把握・課題解決の仕組み
- ④ 中山間地域等における複合経営等の多様な農業経営の推進
- ⑤ 半農半Xなどの多様なライフスタイルの実現
- ⑥ 関係人口や移住者の呼び込み

検討会の開催実績

- 第1回（令和2年5月19日）
○農村をめぐる事情について
- 第2回（令和2年6月30日）
○地域づくり人材の育成について①
- 第3回（令和2年7月30日）
○地域づくり人材の育成について②
- 第4回（令和2年8月28日）
○地域づくり人材の育成の仕組み等の方向性について
- 第5回（令和2年10月13日）
○農村における所得と雇用機会の確保に向けて
- 第6回（令和2年11月24日）
○農村発イノベーションの推進について
- 第7回（令和2年12月18日）
○地域運営組織について
- 第8回（令和3年1月20日）
○半農半Xや農村地域づくり事業体等をサポートする者について

検討会委員

（五十音順、敬称略）

◎：座長

◎ 小田切	徳美	明治大学農学部教授
川井	由紀	JA高知女性組織協議会会長
指出	一正	「ソトコト」編集長
嶋田	暁文	九州大学法学研究院教授
図司	直也	法政大学現代福祉学部教授
羽田	健一郎	長野県長和町長（全国町村会推薦）
平井	太郎	弘前大学地域社会研究科准教授
前神	有里	（一財）地域活性化センター人材育成プロデューサー
谷中	修吾	（一社）INSPIRE代表理事
若菜	千穂	（NPO法人）いわて地域づくり支援センター常務理事

オブザーバー府省

- 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
- 総務省地域力創造グループ地域自立応援課
- 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
- 経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
- 国土交通省国土政策局総合計画課
- 環境省総合環境政策統括官グループ環境計画課

検討事項 1 . 地域づくり人材の育成

地域づくり人材の育成の仕組み等の方向性（概要）

- 近年、地域への「目配り」をする地方自治体職員の減少や体制の脆弱化等の課題が顕在化。
- このため、農林水産省は、地域の人々の思いや実情に応じて①～④のようなプロセスを組み立てていく
地域づくり人材の育成を主眼とする研修を実施（令和3年度から実施予定）。
- 農村地域及びそこで暮らす人々は、それぞれ個性を有しており、地域づくりに
定型的な「解答」はないので、地域に合った「解法」を模索していける人材が
求められる。
- また、全国各地の研修修了生が悩みや情報を共有し、支え合い
ながら活動できる環境を整備するためのネットワークを構築。
- ※ 地域づくり人材や研修の愛称についても検討。
（例：「農村着火型プランナー」「農村着火型プランナー養成塾」）

- ① 地域の内発性を引き出す環境づくり、動機づけ
- ② 地域の状況把握・地域の範囲の設定
- ③ 地域の実践計画づくり
- ④ 継続的な実践活動への移行に向けての寄り添い



写真：農山漁村ナビHP（農林水産省）より

地域づくり人材の育成研修

- 地方自治体の職員※を対象として、現場でのOJT等を重視した研修を実施。
- ※ 職員減少や体制の脆弱化等の課題を特に市町村が抱えていることにも留意
- 研修の一部にはオンライン講座を導入し、地方自治体の職員でなくても受講できることとすることにより、地域づくり人材の裾野を拡大。
- ※ 地方自治体の職員以外の地域づくりに意欲がある者が受講を希望すれば、これ以外の講座についても受講可とする
- 研修及び研修修了生の活動を後押しするための国の支援方策について、検討。

研修修了生等のネットワーク

- 研修修了生、講師陣をつなぐネットワークを構築。
- 出先機関職員を中心に、農林水産省もネットワークに参画することにより、地域づくりを後押しする情報提供や相談対応を行いつつ、現場の実態把握機能を強化。
- 農林水産省が中心となってネットワーク内外から把握した「現場の声」を、関係府省とも共有しつつ、具体的な政策立案に反映。

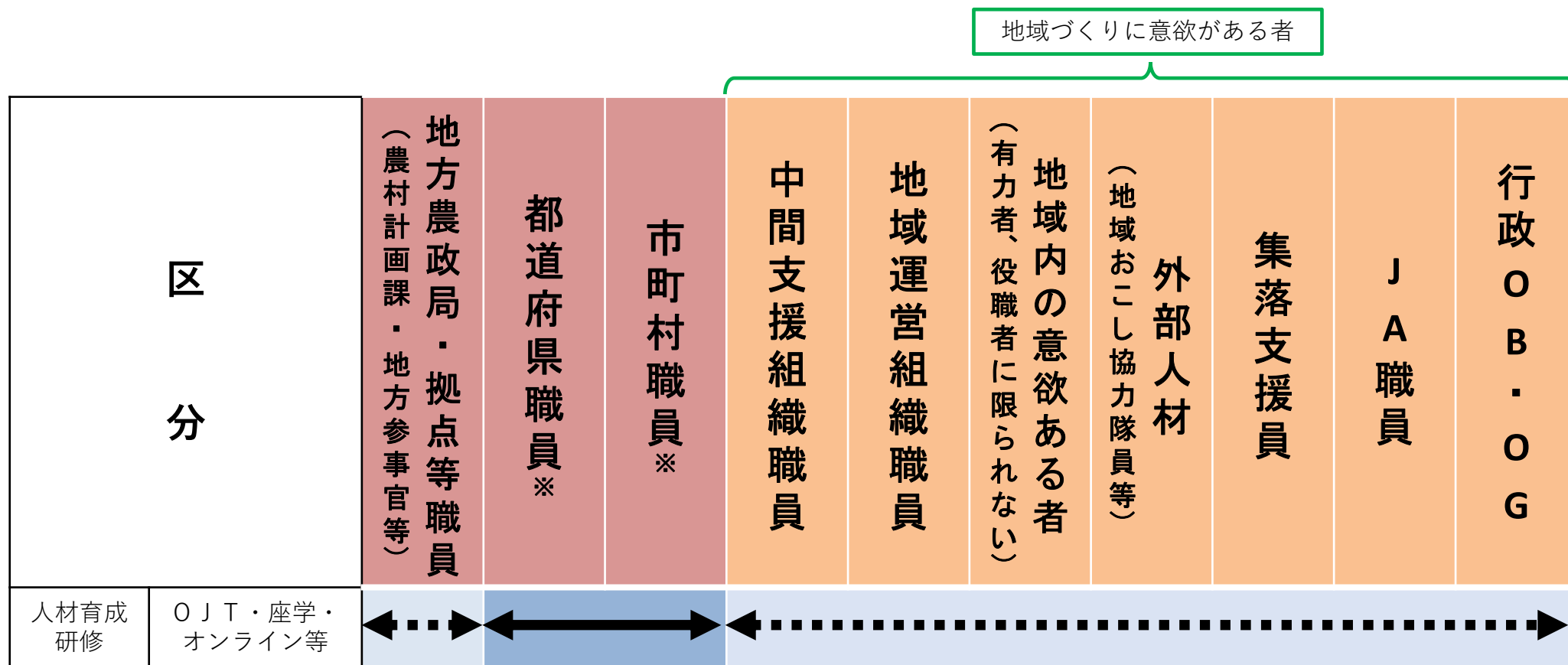


将来的な構想

- 都道府県、大学等との連携も含め、研修の実施主体の裾野が広がることを目指す。

(参考) 研修の対象者

- 研修の実施に当たっては、地方自治体の職員※（職員減少や体制の脆弱化等の課題を特に市町村が抱えていることにも留意）を対象に、現場でのOJT等を重視する。
- また、研修の一部にはオンライン講座を導入を導入し、地方自治体の職員でなくとも受講できることとすることにより、地域づくり人材の裾野を広げていく。
（さらに、地方自治体の職員以外の地域づくりに意欲がある者が受講を希望すれば、これ以外の講座についても受講可とする）



◄—► …主な研修対象として想定

◄...► …主な研修対象ではないものの、受講可とすることを想定

※ 地方自治体の職員として、農林水産、社会教育、福祉、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

検討事項 2. 農村における所得と雇用機会の確保

農村における所得と雇用機会の確保に向けた基本的考え方

(第5回検討会資料を改変)

背景・課題

- 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保を引き続き進めていく。
- しかしながら、特に、中山間地域等においては、人口減少・高齢化や農業の担い手不足が深刻化しており、農業・農村の担い手の裾野の拡大が必要。

検討の方向性（案）

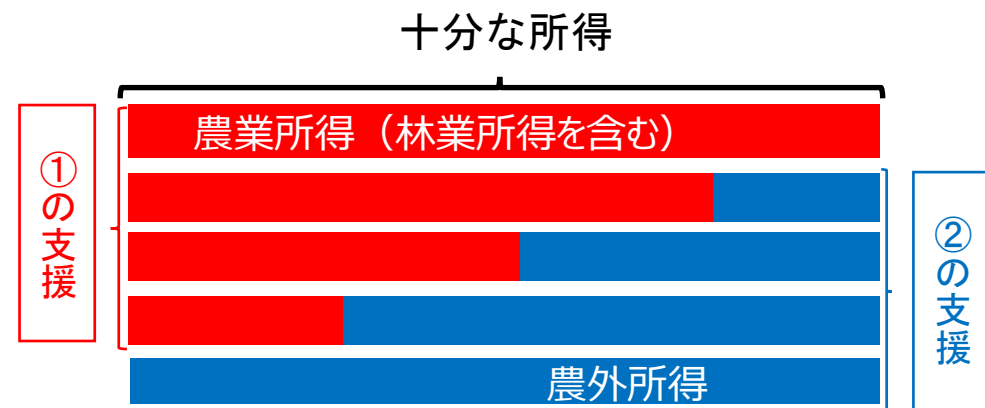
(1) 大規模な専業農業経営だけでなく、多様な形で農に関わる経済主体について、農業・農外の所得の組合せにより、十分な所得が確保できるようにすることが必要ではないか。

(2) そのためには、
多様な形で農に関わる経済主体について、

- ① 農業所得の安定・向上
 - ② 所得確保手段の多角化
- 等が必要ではないか。

(3) 特に、ポストコロナ時代において、都市から農村への人の流れを加速化させるためには、安心して農村で働き、生活することができる受け皿となるような、農業経営と農村発イノベーション※による事業の創出活動に地域の核となって取り組む事業体を育成する必要があるのではないか。

※ 農村発イノベーション…活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組



(参考) 農村発イノベーションの推進

- 農村に人を呼び込むためには、**所得と雇用機会の確保**が重要。
- 農村を舞台とした「**農村発イノベーション**」(活用可能な**地域資源**を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組)により新たなビジネス展開を促進。

【従来の6次産業化の施策】

- 対象**地域資源**や他分野との**組合せの範囲が限定**
- **一次産業起点の取組**に限定

【農村の地域資源】

自然
(山、川など)
バイオマス
景観
文化・歴史
農業遺産
古民家・
空き家・
廃校
農地・森林
野生鳥獣
農産物

6次産業化

製品化／販売

【組合せ】

農村
×
○○

食品 観光 福祉 教育 エネルギー 健康 医療 スポーツ 芸術 情報通信

【農村発イノベーションの推進のイメージ】

- 農村の**あらゆる地域資源**をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進

【農村の地域資源】

自然
(山、川など)
バイオマス
景観
文化・歴史
農業遺産
古民家・
空き家・
廃校
農地・森林
野生鳥獣
農産物

農村発イノベーション

IoT
／
発電

観光／農泊

体験／
研修

出荷／レストラン

農福
連携

子ども農山
漁村プロ
ジェクト

ジビエ

6次産業化

製品化／販売

【組合せ】

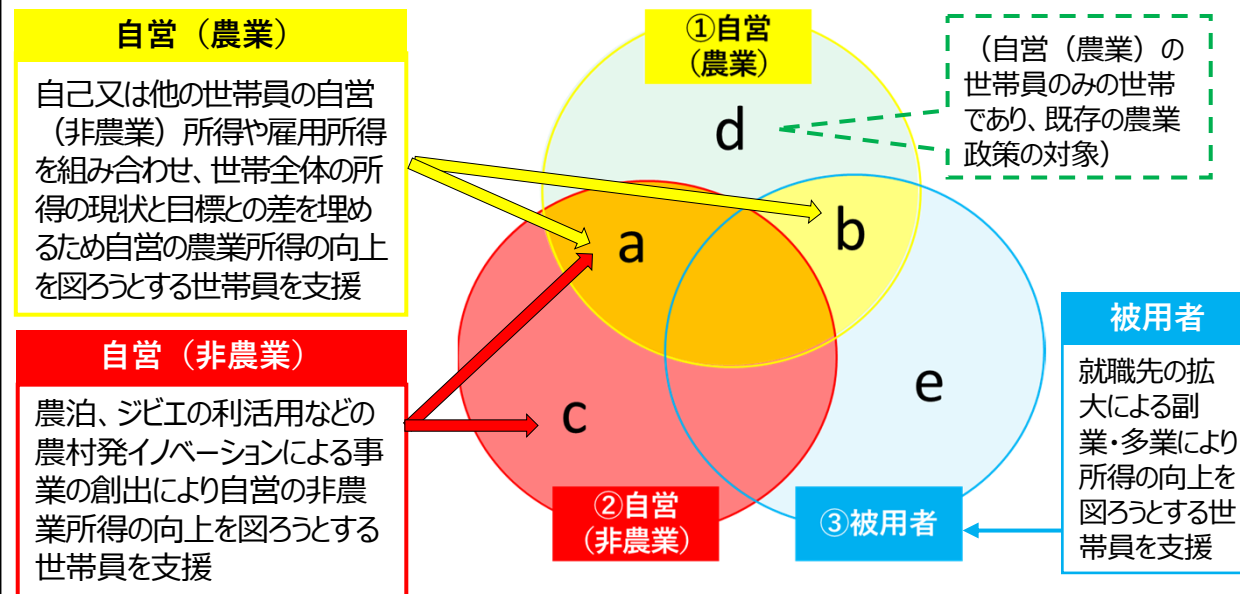
農村
×
○○

食品 観光 福祉 教育 エネルギー 健康 医療 スポーツ 芸術 情報通信 ……

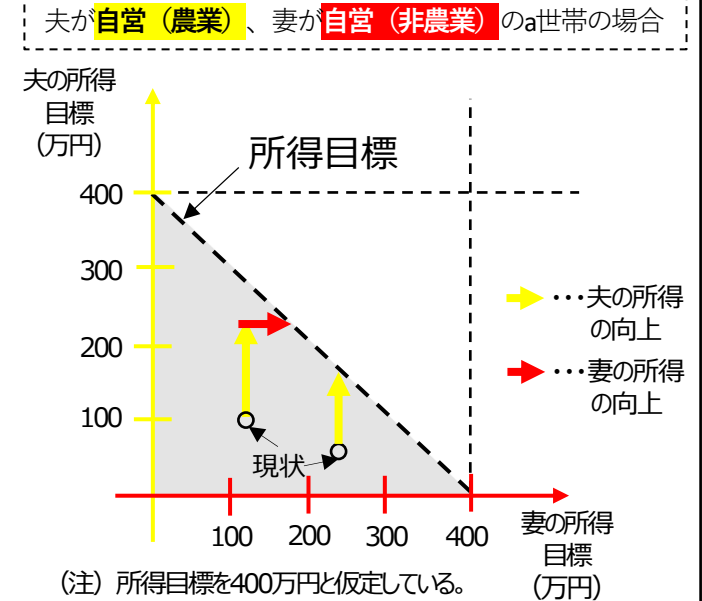
他府省所管分野

農村における所得と雇用機会の確保に向けた施策検討対象

【世帯】



（参考）施策検討対象のイメージ



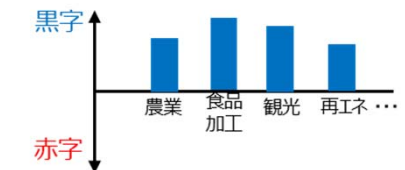
【事業体】



（参考）事業体の類型

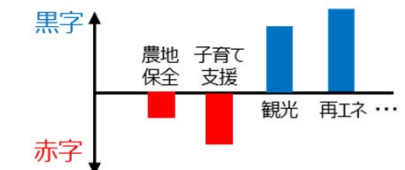
・地域商社型

（多角的に展開する事業分野のイメージ）



・地域運営組織（RMO）型

（多角的に展開する事業分野のイメージ）



2. 「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」 における検討の概要

長期的な土地利用の在り方に関する検討会

検討会の目的

- 人口減少に伴う農業の担い手の減少により、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお維持困難な農地の発生が懸念。
- 放牧等の少子高齢化・人口減少にも対応した多様な利用方策とそれを実施する仕組みについて検討。

主な検討事項

- ① 以下の区分ごとの土地利用方策
 - ア 粗放的な利用による農業生産
(放牧、有機栽培、景観作物、エネルギー作物等)
 - イ 農業生産の再開が容易な土地としての利用
(鳥獣被害対策の緩衝帯、ビオトープ等)
 - ウ 農業生産が困難で荒廃化が避けられない場合の利用
(計画的な植林、計画的な遷移)
- ② ①を実施する仕組み

検討会の開催実績

- 第1回 (令和2年5月20日)
○農村における土地利用をめぐる事情について
- 第2回 (令和2年7月7日)
○放牧等による農地の多様な利用について
- 第3回 (令和2年8月24日)
○森林への計画的転換の方向性について
- 第4回 (令和2年10月16日)
○放牧による荒廃農地利用の取組について(現地調査)
- 第5回 (令和2年12月11日)
○農業生産の再開が容易な土地としての利用について
- 第6回 (令和3年1月22日)
○これまでの議論を踏まえた検討の視点等について

検討会委員

(五十音順、敬称略)

◎：座長

あんどう 安藤	みつよし 光義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
いけべ ◎ 池邊	このみ	千葉大学園芸学研究科教授
かさばら 笠原	な お み 尚美	新潟県阿賀野市農業委員会会長職務代理
たかはし 高橋	のぶひろ 信博	山形県置賜総合支庁農村計画課長
たぐち 田口	たろう 太郎	徳島大学総合科学部准教授
はやし 林	な お き 直樹	金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授
ひろた 広田	じゅんいち 純一	岩手大学名誉教授
ふかまち 深町	かつえ 加津枝	京都大学地球環境学堂准教授

オブザーバー府省

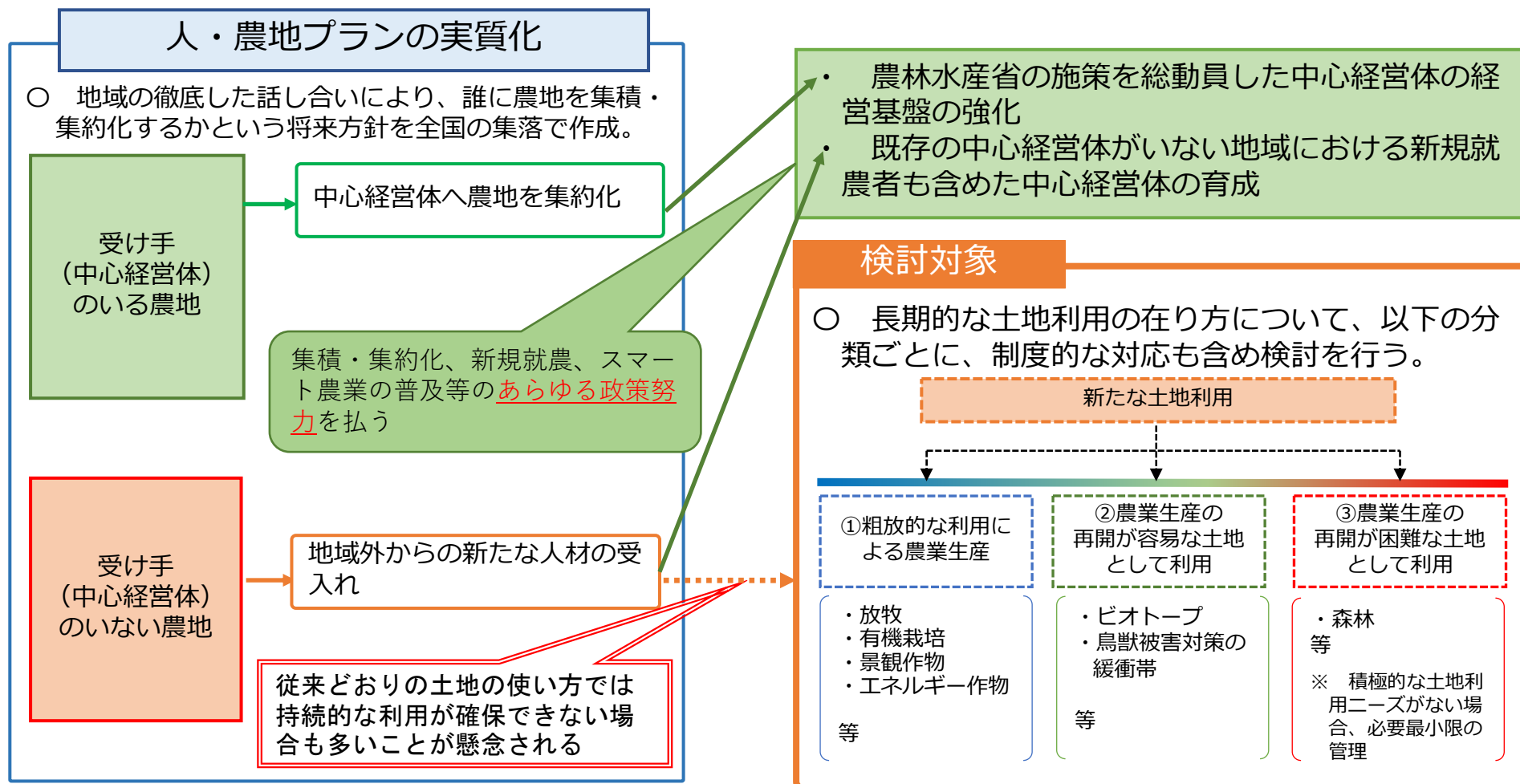
- 国土交通省国土政策局総合計画課
- 環境省自然環境局生物多様性戦略推進室

長期的な土地利用の在り方に関する検討

- 本格的な人口減少社会の到来や、それに伴う農業の担い手の不足等の課題に対処しつつ、食料の安定供給を脅かすリスクを軽減していくことが必要。
- 一方で、中山間地域を中心として、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難な土地が増加することが懸念される。
- こうした課題に対応した長期的な土地利用の在り方について検討。

2019年度（令和元年度）～2021年度（令和3年度）

人・農地プランの実質化以降



長期的な土地利用の検討の方向性（案）

- 農地は農地として有効利用することが大前提であることから、
- ① そのために、農地集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払うことにより農地を有効利用する
 - ② ①の政策努力にもかかわらず、これまでと同様の利用が困難である場合には、粗放的な利用により農業生産を行う
 - ③ ②が困難な場合には、農業生産の再開が容易な土地として利用（有事の際等には農業生産）する
 - ④ ③が困難で荒廃化が避けられない場合には、荒廃化が進行する前に森林への計画的転換（人工林、里山林）等により有効活用を図る途を拓くこととしてはどうか。



土地利用の分類ごとの具体例

【②粗放的な利用による農業生産】



放牧

※農林水産省HPより



景観作物・エネルギー作物（菜種）

※農林水産省HPより

【③農業生産の再開が容易な土地として利用】



ビオトープ

※事例ガイド「これからの時代の地域デザイン」
～いかす国土、まもる国土、つかう国土～
（平成29年3月）（国土交通省）より



鳥獣被害緩衝帯

※農林水産省HPより

【④計画的な植林】



植林（早生樹）

※業務参考資料より



植林（里山林）

※業務参考資料より

本日御議論いただきたいポイント

1 土地を利用・管理する主体の確保

- 土地の利用・管理について、半農半X、RMO（地域運営組織）等の多様な担い手が役割を担えるようにするためには、どうすればよいか。
- その際、留意すべきことは何か（担い手農家との棲み分け、農業上の利用と調和のとれた農村発イノベーションの実施等） 等

2 合意形成を支援する人材の確保

- 土地利用の合意形成を支援する人材の確保に役立てるために、農村政策検討会で検討を進めている人材育成システムの詳細な制度設計において、留意すべきことは何か等

3 その他

両検討会に相互に関係する主な意見等

1 これまでの農村政策検討会における土地利用検討会検討事項関係の主な意見

- ・ 今回の議論は、いわば「多様な担い手論」。今後の議論は農地制度や金融とも関わってくる。(第6回・小田切座長)
- ・ 多様な農への関わりの議論は土地制度にも関係し、例えば、地域運営組織が農業経営をする場合は所有の問題まで議論が及ぶ可能性がある。(第8回・小田切座長)
- ・ 作物によっては農地取得の下限が大きすぎると感じた。(第6回・石川氏)
- ・ 土地利用計画を誰が作成し、進めていくのかといったことをしっかりと検討してほしい。(第8回・平井委員)
- ・ 小さな田んぼは地球に返せという高齢農家がいる。このような農地でも、しっかりと所得を獲得できるようにしてほしい。(第8回・川井委員)

2 これまでの土地利用検討会における農村政策検討会検討事項関係の主な意見

(1) 土地を利用・管理する主体【論点イ関係】

① 多様な農業従事者の確保

- ・ 有機農業者、兼業・副業の農業者、趣味的な農業者など、多様な主体の参入を積極的に進めることが中山間農地が生き残るための一番重要なポイント。(第5回・広田委員)
- ・ 多様な利用を促進するためには、半農半X等の新たな農業従事者の参入の促進も必要。(第2回・笠原委員)

② 多様な土地の利用・管理者の確保

- ・ 中山間地域の農地の管理及び新たな利用の推進は、そこに暮らしていない非住民(地縁者及び非地縁者)の継続的な参加を担保する仕組みが求められる。拡大コミュニティ(定住者と非定住者でつくるコミュニティ)という考え方も仕組みの一つとして参考になる。(第5回・広田委員)
- ・ 集落外の土地所有者が増加すると、集落を維持するための土地管理ができなくなるため、集落で土地を管理する仕組みや、人が共生するための社会的に有効な土地利用が必要である。(第5回・小柳氏)

(2) 土地利用転換に係る合意形成手法【論点ウ関係】

① 支援、コーディネート等を行う人材

- ・ 地域の合意形成は容易ではないため、支援する人材が必要である。(第1回広田委員)
- ・ 合意形成を図っていくためのコーディネーターの確保は必要だが、高いスキルが要求されることも事実。(第2回・田口委員)

② 話合いの参加者

- ・ 土地持ち非農家、地域住民、水利等で関係する下流域の方々などが話合いに参画する体制が必要。(第2回・笠原委員)
- ・ 現役世代だけでなく、若者世代が入り、農家・非農家の枠を超えた話合いが必要。(第2回・高橋委員)

③ 合意形成のプロセス

- ・ 最終的には多様な主体の参画の下での合意形成が必要だが、小さい単位での意識付けは必要。このため、話合いが必要な理由を最初に理解してもらうことに時間をかけるなど序盤のプロセスを考えてもらいたい。(第2回・広田委員)
- ・ 集落の「将来ビジョン」から話合いを始め、それを土地利用につなげていくという順序が大切。(第5回・安藤委員)

3 規制改革実施計画等における農山漁村の活性化を図るための土地利用に係る主な論点

○ 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）

新たな食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積（現行2a未満）の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。

なお、上記措置については、営農や6次産業化のための加工・販売という施設の目的を明確化し、目的外への施設の利用や周辺農地への支障が生ずることがないように検討を行い、必要な担保措置があれば講ずるものとする。

○ 第48回国家戦略特別区域諮問会議、第2回規制改革推進会議 議長・座長会合（令和2年12月21日） 配付資料（追加の規制改革事項等(案)）

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進するため、地域再生法に基づく地域再生計画において農地転用許可の特例対象となる地域農林水産業振興施設に、簡易宿泊施設が含まれることを明確化するための措置を令和2年度内に講じ、速やかに周知する。また、多様な農地利用等のための施策について、「農泊」等の農山漁村の活性化施策と併せて幅広く検討し、令和3年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる。

令和3年度農林水産関係予算概算決定について

参考資料2

目 次

1. 令和3年度農林水産関係予算概算決定の重点事項(農村振興局関係)	1
2. 農村振興局関係予算	5
①農業農村整備事業	5
②農地耕作条件改善事業	6
③農業水路等長寿命化・防災減災事業	7
④農山漁村地域整備交付金	8
⑤日本型直接支払	9
⑥日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金	10
⑦日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払交付金	11
⑧中山間地農業ルネッサンス事業	12
⑨農山漁村振興交付金	13
(地域活性化対策)	14
(低密度な農山漁村の持続性確保を実現する次世代型コミュニティビジネスの展開) ..	15
(農山漁村情報発信事業～農山漁村発イノベーション全国展開型の創設～)	16
(中山間地農業推進対策)	17
(山村活性化支援交付金)	18
(最適土地利用対策)	19
(農泊の推進)	20
(農福連携の推進)	21
(農山漁村活性化整備対策)	22
(情報通信環境整備対策)	23
(都市農業機能発揮対策)	24
⑩鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	25
3. 他局庁の農村振興関係予算	26
①再生可能エネルギーの導入等の推進	26
②6次産業化の推進	27
③新たな森林空間利用創出対策	28

令和3年度農林水産関係予算の重点事項 (農村振興局関係)

注：各事項の（ ）の数値は、「臨時・特別の措置」を除いた令和2年度当初予算額
各事項の記述のうち、○は当初予算、・は補正予算に関するもの

1 農業農村整備、農地集積・集約化、担い手確保・経営継承の推進

～コロナを契機とした地方での事業・雇用の創出～

(1) 競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の計画的な推進

農業農村整備事業関係予算は、
当初（臨時・特別の措置を含まない）と補正を合わせて
6,300億円

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 農業農村整備事業＜公共＞

3,333億円 1,855億円
(3,264億円)

- 農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の適切な更新・長寿命化、防災重点農業用ため池対策の強化、農業用ダムの洪水調節機能強化や田んぼダムの取組拡大等を実施・支援
- 農村地域のインフラの持続性の確保と農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道の再編、強靱化、高度化等の定住条件の整備を支援
 - ・農業用ダムの洪水調節機能の強化や市街地・集落を含む農村地域の排水対策を図るため、農業水利施設の整備を実施・支援
 - ・水田の貯留機能の向上を図るため、田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地の整備を実施・支援
 - ・激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応して老朽化対策や豪雨・地震対策を進めるため、施設の集約・再編を含む農業水利施設等の補修・更新を実施・支援
 - ・防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合を含む防災工事を支援

② 農地耕作条件改善事業

248億円
(250億円)

- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、農地の区画拡大等を支援

【3年度当初】 【2年度3次補正】

③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

258億円
(258億円)

- 農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援

④ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞

807億円
(943億円)

- 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

(2) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 農地の大区画化・汎用化等の推進＜公共＞

(農業農村整備事業)
3,333億円の内数 188億円
(3,264億円の内数)

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、都道府県が、農業者からの申請によらず、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施すること等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を実施・支援
 - ・農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化してコメの生産コストの大幅な削減等を図るため、農地の大区画や排水対策、水管理の省力化等の整備を実施・支援

② 農地耕作条件改善事業（再掲）

248億円
(250億円)

- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、農地の区画拡大等を支援

2 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施

～コロナ禍でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築～

(1) 畜産・酪農の生産基盤の強化

	【3年度当初】	【2年度3次補正】
① 畜産環境対策の推進・畜産バイオマス地産地消対策＜一部公共＞	(環境負荷軽減型酪農経営支援事業) 6 0 億円 (6 2 億円)	(畜産環境対策の推進・畜産バイオマス地産地消対策) 2 8 億円 (畜産クラスター事業) 4 8 1 億円の内数
○資源循環の促進等の酪農家による環境負荷の軽減の取組、家畜排せつ物処理施設の機能の強化を支援	(農山漁村地域整備交付金) 8 0 7 億円の内数 (9 4 3 億円の内数)	
・増頭・増産に伴い増加する家畜排せつ物を活用した土づくりを進めるための高品質な堆肥の生産、家畜排せつ物による水質汚濁・悪臭問題の解消のための施設・機械等の導入を支援		
・「グリーン社会」の実現に向けてエネルギーの地産地消を推進するため、家畜排せつ物の有効活用を資するパイオガスプラント等の導入を支援		
② 草地関連基盤整備＜公共＞	(農業農村整備事業) 3, 3 3 3 億円の内数 (3, 2 6 4 億円の内数)	6 4 億円
○畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を実施・支援		
・畜産クラスター計画を策定した地域での効率的な飼料生産に資する草地整備を実施・支援		

(2) 農業の持続性の確保に向けた生産基盤の強化

	【3年度当初】	【2年度3次補正】
① 水田フル活用の推進		
○水田農業での麦・大豆等の本作化への支援のほか、高収益作物の導入・定着への計画的・一体的な支援等により、水田フル活用を総合的に推進		
ア 水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞	(水田活用の直接支払交付金) 3, 0 5 0 億円の内数 (野菜等の生産振興対策) 1 5 0 億円の内数 (農業農村整備事業) 3, 3 3 3 億円の内数 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金等) 1 6 2 億円の内数	(水田の保地化、保地・保田地の高機能化等の推進) 4 4 8 億円の内数 (産地生産基盤パワーアップ事業) 3 4 2 億円の内数 (スマート農業技術の開発・実証プロジェクト) 6 2 億円の内数
○高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国、地方公共団体等の関係部局が連携し、水田での高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路の確保等の取組を計画的・一体的に推進		

・高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を実施・支援	(スマート農業総合推進対策事業) 1 4 億円の内数
--	-------------------------------

イ 「麦・大豆増産プロジェクト」の推進	(麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト) 1 億円 (戦略作物生産拡大支援事業) 1 億円 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金等) 1 6 2 億円の内数 (農地耕作条件改善事業) 2 4 8 億円の内数	6 0 億円
・国産の麦・大豆への需要を捉えて国産シェアを拡大するため、水田におけるほ場の団地化、農業機械・技術の導入による生産体制の強化や基盤整備による汎用化の推進、豊凶変動に対応した保管施設の整備、商品の開発・マッチング等を支援		

3 農山漁村の活性化

～コロナを契機とした都市部から地方への移住を促す環境の整備～

(1) 日本型直接支払の実施

	【3年度当初】	【2年度3次補正】
① 多面的機能支払交付金	4 8 7 億円 (4 8 7 億円)	
○農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されるとともに地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付		
② 中山間地域等直接支払交付金	2 6 1 億円 (2 6 1 億円)	
○中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付		

(2) 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化

① 中山間地農業ルネッサンス事業＜一部公共＞	4 0 6 億円 (4 4 2 億円)
○棚田を含む傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害の増加等の中山間地農業の状況を踏まえつつ、地域の特色をいかした多様な取組を後押しするため、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組、不測の事態に備えた都市部と農村部の安定的な連携体制の構築に取り組むモデル地区の創出等を総合的に支援	

② 棚田・中山間地域対策＜一部公共＞

○棚田地域を始めとする中山間地域における収益力向上を図るため、農業生産を支える水路・ほ場等の基盤整備と加工・販売施設等の整備とを一体的に支援

- ・中山間地域の特色をいかした農業の展開のための計画の策定と実践を、基盤整備等の関連事業と併せて総合的に支援

(中山間地域農業農村総合整備事業)	(中山間地域所得確保対策)
5 7 億円	1 億円
(5 0 億円)	このほか
(農山漁村地域整備交付金)	関係中山間地域優先枠
8 0 7 億円の内数	1 9 9 億円
(9 4 3 億円の内数)	

③ 農山漁村振興交付金

○農山漁村における定住や都市と農山漁村の交流を促進するとともに、関係人口の創出・拡大を図るため、地域資源を活用した計画策定や各種取組の実践を支援

9 8 億円
(9 8 億円)

ア 農泊の推進

○農泊を実施するための体制整備、観光コンテンツの磨き上げ、地域全体でのプログラム企画等の取組、ワーケーションの受け入れへの対応、食や景観を活用した高付加価値コンテンツ開発、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設の整備等を一体的に支援

イ 農福・林福・水福連携の推進

○農林水産分野での障害者等の雇用・活躍の場を創出し、農山漁村の維持・発展を図るため、農福連携に加え、苗木生産や養殖施設といった林福連携・水福連携に資する施設の整備、障害者の職場定着を支援する人材の育成、作業手順のマニュアル化等を一体的に支援

ウ 都市農業の多様な機能の発揮

○都市農業を振興するため、都市農業での生産体験や交流の場の提供、災害時の避難地としての活用等について、都市農地の貸借を伴う経営の拡大の取組を優先して支援

エ 農山漁村の持続性確保を実現する次世代型コミュニティビジネスの展開

○人口密度の低い農山漁村における生業・暮らしを持続的に支えていくため、農林漁業の振興と併せて、買い物・子育て等の地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や、地域内外の若者等の呼び込みを行う事業体の形成に向けた計画策定、施設整備等を支援

オ 農業・農村の情報通信環境の整備

○農業・農村のインフラの管理の省力化・高度化、地域活性化、スマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援

カ 荒廃化のおそれのある農地の低コストでの維持・管理、不測の事態に備えた生産の実証

○荒廃化のおそれのある農地の低コストでの維持・管理、不測の事態に備えた生産・供給の実証等を行うモデル地区の創出を支援

【3年度当初】 【2年度3次補正】

④ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

(鳥獣被害防止総合対策交付金等) (所要額)
1 2 2 億円 3 9 億円
(1 0 2 億円)

○農作物被害のみならず農山漁村の生活に大きな影響を与える鳥獣被害の防止に向け、捕獲者のサポート体制の構築、捕獲頭数の増加に応じた支援の導入等により捕獲活動を抜本的に強化するほか、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策等を実施

うち多面的機能支払交付金中
6 億円
うち中山間地域等直接支払交付金中
5 億円

○地域資源を有効に活用したジビエ利活用の拡大に向け、捕獲者や処理加工施設の人材の育成、処理加工施設の整備、プロモーション等による需要拡大の取組を支援

- ・中山間地域等での農作物の被害の低減を図るため、鳥獣の侵入防止柵の整備、効率的・効果的な捕獲に向けた生息調査の実施、現場での実践的な捕獲者育成研修の実施等を支援
- ・捕獲活動の強化に伴うジビエへの利活用を促進するため、ジビエ処理加工施設と流通業者の連携による販売促進等を支援

⑤ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

3 億円
(3 億円)

○火山の降灰等の被害に対応するため、洗浄用機械・施設等の整備、これと一体的に行う用水確保対策等を支援

4 防災・減災、国土強靱化と災害復旧の推進

～激甚化する災害にも負けない生産基盤の整備～

(1) 防災・減災、国土強靱化の推進 【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 農業水利施設、ため池等の対策＜公共＞ 1, 155億円

- ・農業用ダムの洪水調節機能の強化や市街地・集落を含む農村地域の排水対策を図るため、農業水利施設の整備を実施・支援
- ・水田の貯留機能の向上を図るため、田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地の整備を実施・支援
- ・激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応して老朽化対策や豪雨・地震対策を進めるため、施設の集約・再編を含む農業水利施設等の補修・更新を実施・支援
- ・防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合工事を含む防災工事を支援

② 海岸堤防等の対策＜公共＞ 1億円

- ・南海トラフ地震等の大規模地震が想定される地域での堤防の嵩上げ、補強等による津波・高潮対策や、老朽化が進行した海岸保全施設の改修等を実施

(2) 災害からの復旧・復興 【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 災害復旧等事業＜公共＞ 84億円 1, 017億円
(83億円)

- 地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の復旧等を実施・支援
- ・令和2年7月豪雨等により被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の速やかな復旧等を実施・支援

農業農村整備事業＜公共＞

【令和3年度予算概算決定額 333,256（326,436）百万円】
（令和2年度第3次補正予算額 185,519百万円）

＜対策のポイント＞

農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、ため池の防災・減災対策や農業用ダムの洪水調節機能強化、集落排水や農道等の生活インフラの整備等を推進します。

＜事業目標＞

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合の増加
- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

＜事業の内容＞

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備（農業競争力強化対策）

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、**農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備**等を推進します。また、水利利用の高度化や水管理の省力化を図るため、**パイプライン化やICTの導入**等により、**新たな農業水利システムの構築**を推進します。

2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策（国土強靱化対策）

農業水利施設の更新・長寿命化・耐震化、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、農業用ダムの洪水調節機能強化等を推進します。

3. 農村整備（田園回帰・農村定住促進）

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、**集落排水施設や農道等の整備**を推進します。

＜事業の流れ＞



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局設計課（03-3502-8695）

農地耕作条件改善事業

【令和3年度予算概算決定額 24,790 (24,990) 百万円】

＜対策のポイント＞

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、営農定着に必要な取組を支援します。

＜事業目標＞

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進【令和5年度まで】

＜事業の内容＞

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を機動的に支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて支援します。

3. 未来型産地形成推進条件整備型

水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援します。また、果樹については、早期成園化等の取組を併せて支援します。

4. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS(全球測位衛星システム)基地局の設置等のスマート農業の導入について支援します。

※ 1と2の型では、リタイア農家が所有する農地等を機構を介して担い手に円滑に集約できるよう、機構集積協力金交付事業の農地整備・集約協力金により、農業者負担の軽減を図ることが可能です（整備費の最大12.5%）。

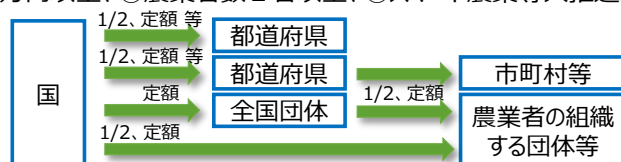
【実施要件】

①事業対象地域：農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等

※ 2～4の事業はこれに加え、実質化された人・農地プランの対象区域等も対象とする。

②総事業費200万円以上、③農業者数2者以上、④スマート農業導入推進計画を策定（4の事業）等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



労働生産性を抜本的に高めたモデル産地形成



スマート農業導入の支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
生産局園芸作物課 (03-3502-5957)

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和3年度予算概算決定額 25,813（25,813）百万円】

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展を後押しするため、**農業水利施設の機能の安定的な発揮**に必要な機動的かつ効率的な**長寿命化対策**及び**防災減災対策**を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく実施します。

＜事業目標＞

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

＜事業の内容＞

1. きめ細やかな長寿命化対策

- ① **機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新**、分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① **災害の未然防止に必要な施設整備**、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の廃止等の防災減災を支援します。**（ため池廃止の定額助成限度額を引き上げ）**
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 浄化槽法により単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

※ **ため池工事特措法期間内は2、3のため池対策を定額支援。**

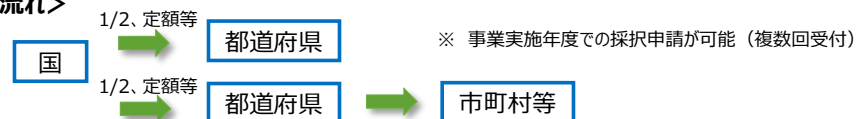
4. 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等の**地理情報システム化**を支援します。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、工事期間3年（ため池の場合は5年以内）以内 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細やかな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策



施設情報等の地理情報システム化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
 防災課 (03-6744-2210)
 設計課 (03-6744-2201)
 地域整備課 (03-6744-2209)

農山漁村地域整備交付金 <公共>

【令和3年度予算概算決定額 80,725 (94,275) 百万円】

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

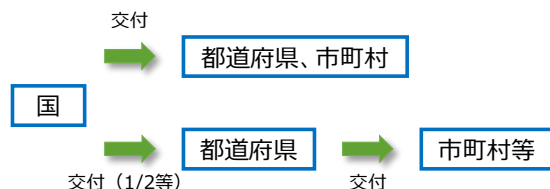
<事業目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が20.7億m³に増加するよう林道等の路網整備を推進 [令和5年度まで]
- 大規模地震が想定されている地域等において海岸堤防等の整備を推進

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【森林基盤整備】



【海岸保全施設整備】



【お問い合わせ先】

（農業農村分野に関すること） 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
 （森林分野に関すること） 林野庁計画課 (03-3501-3842)
 （水産分野に関すること） 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

日本型直接支払

【令和3年度予算概算決定額 77,202（77,203）百万円】

＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

＜事業の全体像＞

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障が生じつつあります**。また、地域の共同活動の困難化に伴い、**担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります**。
- このため、「**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律**」に基づき、農業・農村の**多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく**必要があります。

多面的機能支払 48,652（48,652）百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



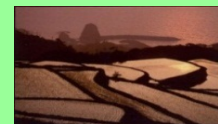
水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

中山間地域等直接支払 26,100（26,100）百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
（山口県長門市）

環境保全型農業直接支払 2,450（2,451）百万円

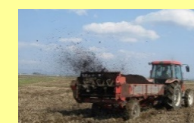
自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

多面的機能支払交付金

【令和3年度予算概算決定額 48,652（48,652）百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050（47,050）百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602（1,602）百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道	
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田	400	320
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320
		畑	1,000	700
		草地	600	300
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田	1,000	700
		畑	600	300
		草地	80	40

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

日本型直接支払のうち
中山間地域等直接支払交付金

【令和3年度予算概算決定額 26,100（26,100）百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止〔令和6年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,900（25,900）百万円

第5期対策（令和2～6年度）のポイント

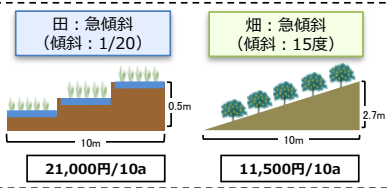
- ① 対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域（保全を図る棚田等に限る）を追加
- ② 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化

〔「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）〕

- ③ 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充
- ④ 農業者等が安心して取り組めるよう交付金返還措置の見直し

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



2. 中山間地域等直接支払推進交付金 200（200）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 （超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可）	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

中山間地農業ルネッサンス事業＜一部公共＞

【令和3年度予算概算決定額 40,602（44,200）百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や支援の強化等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

＜政策目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

本事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業推進対策

- ① 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援と、棚田保全活動や複合経営の実践等の推進をモデル支援するほか、都市部と農村部の連携強化・持続化に向けた取組等を支援します。（中山間地農業ルネッサンス推進事業）
- ② 特色ある農業者や農村の課題を解決するための、地元密着型の支援体制を整備・強化します。（地域密着型農業者等サポート体制強化事業）

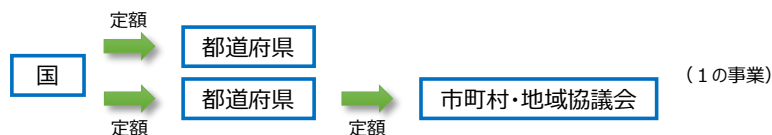
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

＜事業の流れ＞



※ 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

中山間地農業推進対策

- 計画策定・体制整備等を支援する中山間地農業ルネッサンス推進事業
 - 元気な地域創出モデル事業：具体的な取組を後押しし、優良事例の創出を加速
 - 地域レジリエンス強化事業：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
- 中山間地域の農業者の様々な課題を支援する地域密着型農業者等サポート体制強化事業

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち果樹支援対策（未来型果樹農業等推進条件整備事業）
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
- ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち
 - 6次産業化施設整備事業、バイオマス利活用高度化施設整備事業
- ・ 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策等）

〔連携事業〕 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

〔連携事業〕 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円】

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）等

<事業の全体像>

1. 農山漁村地域での取組への支援

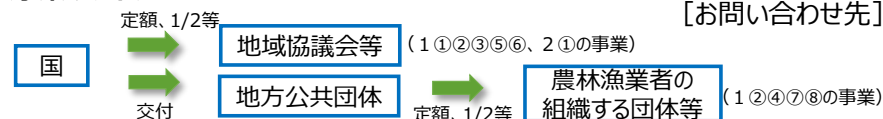
※下線部は拡充内容

- ① **地域活性化対策**
地域活性化のための活動計画づくりやコミュニティ維持の取組等を支援します。
- ② **中山間地農業推進対策**
中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築を支援します。
- ③ **山村活性化対策**
振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。
- ④ **最適土地利用対策**
農地の粗放的利用によるモデル的な取組等を支援します。
- ⑤ **農泊推進対策**
観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。
- ⑥ **農福連携対策**
農林水福連携の推進に向け、障害者等に配慮した施設整備等を支援します。
- ⑦ **農山漁村活性化整備対策**
地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。
- ⑧ **情報通信環境整備対策**
インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援します。

2. 都市部での取組への支援

- ① **都市農業機能発揮対策**
都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- （1①の事業）
（1②③④の事業）
（1⑤⑥、2①の事業）
（1⑦⑧の事業）

農村振興局農村計画課
地域振興課
都市農村交流課
地域整備課

（03-6744-2203）
（03-3502-6286）
（03-3502-5946）
（03-3501-0814）



農山漁村振興交付金のうち 地域活性化対策

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを目的として、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

○地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 活動計画策定事業

- 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化のための活動計画策定をアドバイザーを活用したワークショップの開催等により支援します。
- 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。

2. 農山漁村地域づくり事業体形成支援事業

- 農山漁村における生業・暮らしを収益性のある事業により持続的に支えていくため、農林漁業の振興とともに、それを支える買い物・子育て・文化・集い等による地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込みを行う事業体の形成等を支援します。

3. 人材発掘事業

- 農山漁村において、就職氷河期世代を含む潜在的な就農希望者を対象に農林水産業の体験研修を行うとともに、地域における様々な社会活動にも参加し、農山漁村への理解を深めることにより、農山漁村に関心を持つ人材を発掘する取組を支援します。

4. 農山漁村情報発信事業

- 農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例、世界農業遺産及び日本農業遺産、農山漁村で新事業を発掘する取組について、情報発信を通じて、認知度向上又は他地域への横展開を図る取組に対して支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 活動計画策定事業

- 事業実施主体 市町村を構成員に含む地域協議会
- 事業期間 3年間
- 交付率 定額
(上限:1年目500万円、2年目250万円等)
※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり
専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり



地域の活動計画の策定
(ワークショップの開催)



体制構築及び実証活動
(高齢者の移動確保)

2. 農山漁村地域づくり事業体形成支援事業

- 事業実施主体 市町村を構成員に含む地域協議会
- 事業期間 3年間
- 交付率 定額、1/2（上限：500万円）



合意形成、計画づくり



子どもの預かりサービス



事業体の形成と法人化

3. 人材発掘事業

- 事業実施主体 NPO法人、民間企業等
- 事業期間 1年間
- 交付率 定額（上限:5,000万円）



農作業体験



農山漁村への理解を深めるため、地域活動に参加

4. 農山漁村情報発信事業

- 事業実施主体 NPO法人、民間企業等
- 事業期間 1年間
- 交付率 定額



Webサイト運用やイベント開催で
新たな事業の情報を発信



WebサイトやSNSで
優良事例の情報を発信



商品価値の向上を通じた
認知度向上

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】

(1、2、3、4の事業) 農山漁村の宝)
(4の事業のうち農業遺産)

農村振興局農村計画課
農村振興局都市農村交流課
農村振興局鳥獣対策・農村環境課

(03-6744-2203)
(03-3502-6002)
(03-6744-0250)

低密度な農山漁村の持続性確保を実現する次世代型コミュニティビジネスの展開

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

低密度な農山漁村における生業・暮らしを収益性のある事業により持続的に支えていくため、農林漁業の振興とともに、それを支える買い物・子育て・文化・集い等による地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込みを行う事業体（農山漁村地域づくり事業体）の形成等を支援します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村地域づくり事業体形成支援事業

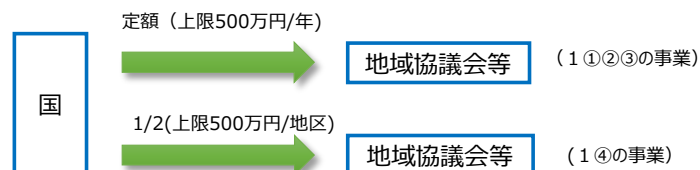
- ① 地域運営計画策定及び事業体の形成に向けたワークショップの開催、アドバイザーによる助言等を支援します。
- ② 地域運営計画に掲げられた農林漁業の振興、地域コミュニティの維持及び地域内外の若者等の呼び込みに資する活動の実践を支援します。
- ③ 地域運営計画に掲げられた活動を実践する農山漁村地域づくり事業体の形成を支援します。
- ④ 農山漁村地域づくり事業体の活動に必要な施設の整備を支援します。

2. 申請要件

- ① 農林漁業の振興、地域コミュニティの維持及び地域内外の若者等の呼び込みの全てに資する活動を含み、活動全体として収益性が見込まれること（各世帯の出資等による継続的サポートが得られる場合には、これらも含めて収益性を判断）。
- ② 農山漁村地域づくり事業体について、事業実施期間中に法人化を図ること。
- ③ 農山漁村地域づくり事業体がU・Iターンなどの地域外の人材を含む若者を雇用すること。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

ステップ1

住民の話し合い等を通じて、地域を維持していく上で不可欠な、
 ・農林漁業の活性化に向けた方針
 ・地域コミュニティの維持に必要な取組
 ・地域内外の若者等の呼び込みに必要な取組
 を明確化した地域運営計画を策定。



地域運営計画の策定

ステップ2

地域運営計画に沿って
 ・農林水産物の生産・加工・販売、農家レストランの運営、体験・交流事業等
 ・売店、子ども預かりサービス、祭り、コミュニティサロン等
 ・関係案内所の設置、オンラインサロン、WEBコミュニティの運営等
 ・上記の活動に必要な施設の整備
 等を実施。



子どもの預かりサービス

ステップ3

・農山漁村地域づくり事業体の形成と法人化。
 ・活動全体としての収益性を確保することにより、持続的活動に発展。



事業体の形成と法人化

事業の効果

- ・安心して農山漁村で働き、生活することができる受け皿の形成
- ・地域内外の若者等を呼び込む体制の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課（03-6744-2203）

農山漁村振興交付金（地域活性化対策）農山漁村情報発信事業（拡充） ～農山漁村発イノベーション全国展開型の創設～

- 農山漁村の持続的な発展を実現するためには、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせ、新たな事業を起こす取組（農山漁村発イノベーション）の展開により、所得と雇用機会を拡大させることが重要。
- 地域資源を活用した事業者間の交流を促すWEBプラットフォームの構築・運営や、新たな事業に関する情報発信等を支援することで、農山漁村で新たな事業を起こしやすい環境を創出し、「農山漁村発イノベーション」の取組を推進。

事業内容

地域資源を活用した新たな事業を促進する交流促進・情報発信

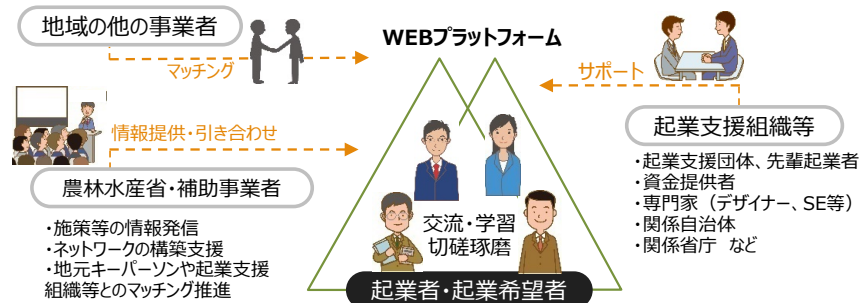
- ① 新たな事業を展開する事業者間の交流を促すWEBプラットフォームの構築・運用を支援。
- ② 事業者への周知及び地域関係者の理解を促すために、新たな事業を顕彰するためのイベントの開催や情報発信等の取組を支援。

- 事業実施主体 民間団体等
- 事業期間 1年間
- 交付率 定額

<事業の流れ>



①事業者間の交流を促すWEBプラットフォーム



○WEBプラットフォームの機能

コミュニティ機能

自分のニーズに合った地域内外のコミュニティに参加して情報交換

メンバー＆支援者検索

全国の同業者や地域の起業家・支援団体・有識者と繋がる

動画セミナー

起業や事業拡大に役立つセミナーを自宅で受講

イベント案内

経営支援や資金調達支援など様々なイベントの情報を入手

優良事例紹介

全国各地の起業・新規事業展開の成功事例を学ぶ

②新たな事業を顕彰するためのイベントの開催



- ・ビジネスコンテストを開催し、優れたビジネスプランを顕彰
- ・起業家間の情報交換により、ビジネスプランを磨き上げ

※ビジネスコンテストの一部は、「ディスカバー農山漁村の宝」の情報発信と連携し、双方のビジネスの知恵の共有を図る。

【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課 （03-6744-2203）

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を深化させる取組の支援、農業者等の更なる発展や継承に向けた課題の把握・解決に必要なサポート実施への支援及び、都市部と農村部の連携強化・持続化等に向けた取組への支援を実施します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

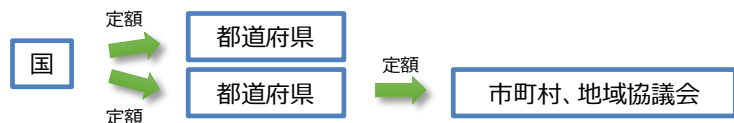
- ① 中山間地域の特色をいかした創意工夫あふれる取組や、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル事業
収益力向上に向けた具体的な取組を後押しすることで、全国の取組の見本となる優良事例創出の加速化を推進します。（上限500万円/地区）
ア 高収益作物の生産（実証ほ場設置、農業機械リース等）
イ 高付加価値化・販売力強化（加工品試作、販売促進活動等）
ウ 棚田保全・振興に向けた取組（棚田保全活動の実施等）
エ 複合経営の実践（セミナー・研修開催、導入作物の選定等）
- ③ 地域レジリエンス強化事業
平常時から中山間地域と都市地域において持続的な関係を構築し、自然災害のような不測の事態が生じた際にも、都市地域の避難民受け入れといった災害時の円滑な避難対応等を実現するため、地域レジリエンス強化連携協定の締結、協定に基づく活動を支援します。（上限500万円/地区）

2. 地域密着型農業者等サポート体制強化事業

中山間地域において、特色ある農業者や農村の課題を解決するサポート組織（地域協議会等）に地域に精通したコーディネーターを配置するなど地元密着型の支援体制を整備・強化します。（上限500万円/地区）

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



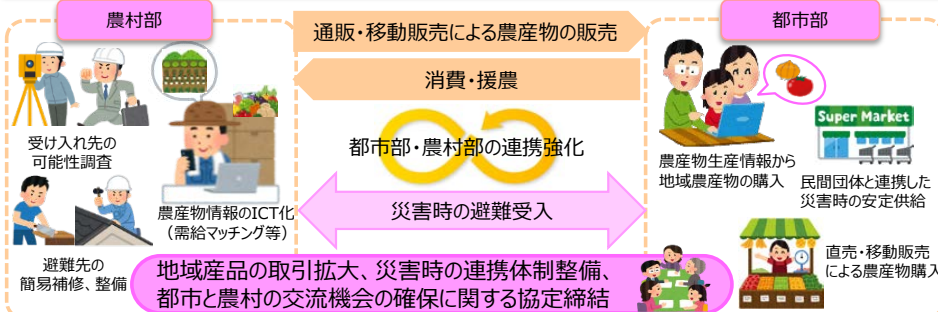
<事業イメージ>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

○元気な地域創出モデル事業



○地域レジリエンス強化事業



2. 地域密着型農業者等サポート体制強化事業

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3502-8359）

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和3年度予算概算決定額 784（784）百万円】

＜対策のポイント＞

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援します。

- 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円）
- 事業実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村
※山村振興計画が策定されていること

2. 商談会開催事業

バイヤーとの商談会や山村の地域資源を活用した商品のWEBサイトを用いたマッチング等を開催し、販路開拓を支援します。

- 交付率：定額
- 事業実施主体：民間企業等
- 実施期間：1年

＜事業の流れ＞

- 1の事業を実施する場合



- 2の事業を実施する場合



＜事業イメージ＞

（1）地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

（2）地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、体制づくりのための地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり
技術研修会等の開催 等



合意形成・計画づくり

（3）特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践

マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討 等



地域産品の加工及び商品化

商談会開催事業

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営及びWEB上でのマッチング
商談会開催後のフォローアップ 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用対策

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農村における所得向上、雇用創出など、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、**地域ぐるみの話し合いを通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援し、土地利用の最適化を推進**します。

<事業目標>

地域コミュニティ機能の維持や強化に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農地等活用推進事業

市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を有効活用**するため、**地域ぐるみの話し合い**を通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、**地域の特性を活かした農業の展開や、地域資源の付加価値向上を推進**します。

- ア 専門家を入れた話し合いや地域の特性を活かした整備計画の策定
- イ 水田の畑地化や高収益作物の導入等に係る農地の簡易な整備
- ウ 簡易ハウスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備

2. 低コスト土地利用支援事業

市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を低コストで維持**するため、**粗放的な利用（放牧や環境保全効果が期待される蜜源対策等）によるモデル的な取組を支援**するとともに、感染症の流行などによる食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。

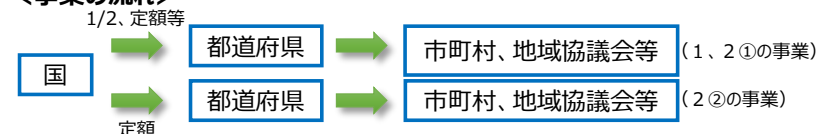
① 粗放的農地利用型

- ア 専門家を入れた話し合いや粗放的利用に係る土地利用計画の策定
- イ 粗放的利用を行うための農地の刈払いや電牧柵等条件整備
- ウ 蜜源作物の種苗費や省力化機器の導入等粗放的利用の実証に必要な経費

② 生産性検証（食料自給力確保）型

- ア 専門家を入れた有事を想定した安定的な食料生産の実証計画の策定
- イ 食料生産の実証に必要な土壌改良や簡易な施設整備
- ウ 食料生産の実証に必要な生産コストや流通コスト等への支援

<事業の流れ>



農村における所得向上、雇用創出など、地域コミュニティ機能の維持・強化

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）

農山漁村振興交付金のうち 農泊の推進

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農泊推進事業

- ① 農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの開発、新たな取組に必要な人材確保、インバウンド受入環境の整備等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】

- ② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、多言語対応やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

2. 施設整備事業

- ① 農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設の整備や、活性化計画に基づく農産物販売施設等の整備を支援します。

（活性化計画に基づかない事業）

【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円）】

（活性化計画に基づく事業）

【事業期間：原則3年間、交付率：1/2等】

- ② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域）】

3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導、農泊の成果や利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>

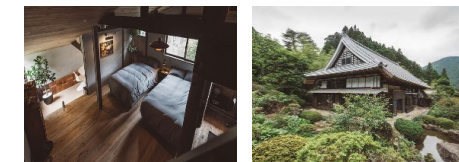


※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



古民家を活用した滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村振興交付金のうち 農福連携の推進

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、障害者等の雇用・就労に配慮した**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、現場の課題に即した**都道府県の取組等**を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農福連携支援事業

農福・林福・水福連携の取組において、障害者や生活困窮者等の農林水産業に関する技術習得や作業工程のマニュアル化等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円等）】

2. 農福連携整備事業

障害者等の雇用・就労に配慮した**農林水産業用施設**（農業生産施設、苗木生産施設、水産養殖施設等）及び**安全・衛生面にかかる付帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

3. 普及啓発等推進対策事業

① 普及啓発等推進事業

農福・林福・水福連携の**全国的な展開に向けたプロモーション等**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限1,000万円等）】

② 都道府県支援事業

都道府県が実施する**農林漁業者向けの普及啓発**、**農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成等**、現場の課題に即した取組を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円）】

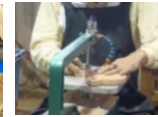
<事業イメージ>



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術習得



作業マニュアル作成



農業生産施設
（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



加工処理施設



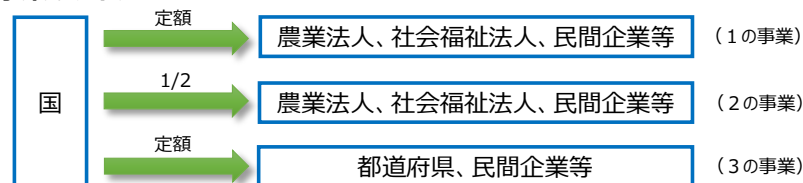
普及啓発に係る取組



人材育成研修

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



(関連事業) 優先採択等の優遇措置を実施

- ・食料産業・6次産業化交付金
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- ・農業人材力強化総合支援事業
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業 等

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

農山漁村振興交付金のうち 農山漁村活性化整備対策

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村活性化法に基づき、都道府県又は市町村が策定した農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（300人〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

- 過疎化の進行等、地域における課題を解決するため、都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のための目標等を定めた活性化計画を策定。
- 活性化計画に定めた目標の達成に向け、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を交付金により支援します。

1. 農山漁村定住促進対策型

- 地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標として、農山漁村の定住促進を図る目的で実施するもの。

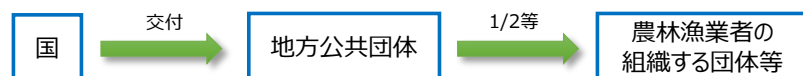
（例）集出荷・貯蔵・加工施設、低コスト耐候性ハウスなど

2. 農山漁村交流対策型

- 交流人口の増加、滞在者数の増加などを目標として、農山漁村と都市との交流を図る目的で実施するもの。

（例）農作業の体験施設、廃校を利用した交流施設など

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 計画主体 都道府県、市町村
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 事業期間 原則3年間（最大5年間）
- 交付率 1/2等



集出荷・貯蔵・加工施設



農産物直売所



農作業の体験施設



低コスト耐候性ハウス



地元食材を使用したレストラン



廃校を利用した交流施設

【お問い合わせ先】農村振興局地域整備課（03-3501-0814）

農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

＜事業目標＞

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 計画策定

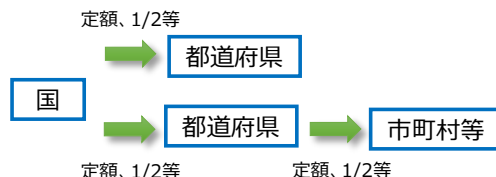
情報通信環境に係る調査、計画策定を支援します。

2. 情報通信環境整備

① 農業農村インフラの管理の省力化・高度化に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設の整備を支援します。

② ①の情報通信施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための附帯設備の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農業農村インフラの管理の省力化・高度化



地域活性化・スマート農業

地域活性化
活性化施設の
公衆無線LAN



スマート農業
自動走行農機
での活用



※ 無線基地局は地域の実状を踏まえて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi等）を選定

【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2209）

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

【令和3年度予算概算決定額 9,805（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組や都市農地の貸借による次世代の担い手づくりの取組に加えて、農地の周辺環境対策、災害時の避難地としての活用を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積（255ha〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業が有する多様な機能を活用した取組を支援するための都市農業等のアドバイザーの派遣、都市農業を持続的に経営していくための税制度・相続等の講習会の開催、都市住民をはじめとする国民の都市農業に対する理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための効果的な情報発信等の取組等、都市農業の機能発揮のための全国に向けた取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 通常型

- ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の機能についての理解醸成、市民農園、体験農園の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組
- イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェ等の開催による交流促進のための取組
- ウ 都市農業の多様な機能の一つである防災機能の維持・強化等の取組等を支援します。

② 都市農業インキュベーション型

上記①のうち、特に、都市農地貸借法を活用した次世代の担い手づくりの先進的な取組を優先的に支援します。

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



都市農地に関する税制度や相続に関する講習会の開催



都市農業に対する都市住民の理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための情報発信



都市農業共生推進等地域支援

●通常型

都市住民と共生する農業経営への支援策の検討



都市住民の農業体験

都市住民との交流促進



都市部でのマルシェ等の開催

体験農園の附帯施設、都市農地の周辺環境対策



都市の農業体験農園

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

●都市農業インキュベーション型

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく都市農地の貸借による次世代の担い手の育成や経営拡大に向けた取組に対し、加点措置による優先採択を実施



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5948）

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和3年度予算概算決定額 11,134 (10,170) 百万円】
 (このほか鳥獣被害対策推進枠 1,045百万円)
 (令和2年度3次補正予算額 (所要額) 3,920百万円)

<対策のポイント>

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、**捕獲活動の抜本的強化の取組**や、**ジビエフル活用に向けた取組**等を支援します。また、シカ被害の甚大化を防止するための**林業関係者による捕獲効率向上対策**や新技術の開発・実証、国土保全のための捕獲事業等を実施します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシ、サルの対策強化（生息頭数等を平成23年度から半減（シカ、イノシシで約200万頭）〔令和5年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大（令和元年度から倍増（4,000t）〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

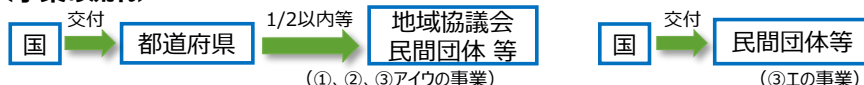
11,005 (10,010) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※（1/2以内、直営施工の場合は定額支援）
- ② 捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動
 - ア 捕獲活動経費の直接支援（獣種等に応じた上限単価以内での定額支援・捕獲頭数の増加に応じた上乗せ支援）
 - イ 捕獲サポート体制の構築、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援〔限度額内で定額支援〕
 - ウ 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援〔2,300万円以内で定額支援〕
- ③ ジビエフル活用に向けた取組
 - ア 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備※〔1/2以内〕
 - イ 放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援〔限度額内で定額支援〕
 - ウ 捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入
 - エ ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援〔定額支援〕

<事業の流れ>

※は地域協議会の構成員も可



2. シカ等による森林被害緊急対策事業

129 (160) 百万円

- ① シカ被害の甚大化を防止するための**林業関係者による捕獲効率向上対策**やICT等を活用した新技術の開発・実証、国有林野内で国土保全のための捕獲事業を実施
- ② 顕在化しつつある**ノウサギ被害の対策手法**の検討を実施

<事業の流れ> ※ 国有林においては、直轄で実施



【お問い合わせ先】

(1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
 (2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

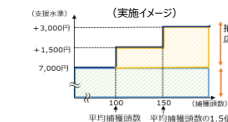
<事業イメージ>

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用への支援】



【捕獲活動の抜本的強化】

- ① 捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援
シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に対して、最大3,000円を上乗せ支援



- ・成果をあげた協議会を表彰し、活動経費を支援

② 捕獲サポート体制の構築支援

地域の農業者や農業関連団体、若者等で捕獲サポート体制を構築

【ジビエフル活用に向けた取組】

① 利用可能な個体のフル活用体制構築

簡易な一次処理施設や残処理施設等の整備による処理体制の構築

② 放射性物質影響地域における支援

出荷制限解除に向けた検査費用の支援

③ 捕獲から販売まで一体となった活動への支援

捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入

【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部（鳥獣緩衝帯の整備・保全管理等）
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上加算及び集落機能強化加算等（捕獲対策・ジビエ利用拡大等）

【捕獲効率の向上】



【ICT等を活用した新技術の開発・実証】



【国土保全のための捕獲】



36 再生可能エネルギーの導入等の推進

【令和3年度予算概算決定額 1,922 (2,586) 百万円の内数】
 (令和2年度第3次補正予算額 986百万円)

<対策のポイント>

「グリーン社会」の実現に向けて、**営農型太陽光発電等の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入**、家畜排せつ物等を活用した、災害に強く、**エネルギーの地産地消に資するバイオマス利活用施設の導入等**を支援します。

<事業目標>

再生可能エネルギーに係る経済規模を拡大（600億円〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 持続可能な循環資源活用の推進

① 持続可能な循環資源活用総合対策事業

28 (52) 百万円

ア 地域資源活用展開支援事業

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入体制構築等の取組、バイオマス産業都市等の先進的な事例や知見をシェアリングする取組を支援します。

イ 営農型太陽光発電システムフル活用事業

営農型太陽光発電で発電した電力を自らの農業経営の高度化に利用し、営農型太陽光発電のメリットを最大限に発揮するためのモデル構築を支援します。

ウ 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業

下水汚泥バイオガス施設で食品廃棄物を混合利用する取組を支援します。

② メタン発酵バイオ液肥等の利用促進（食料産業・6次産業化交付金で措置）

1,894 (2,534) 百万円の内数

メタン発酵後の残渣をバイオ液肥等として地域で有効利用するための取組を支援します。

2. バイオマス利活用施設の導入等の推進

① バイオマス利活用高度化対策（食料産業・6次産業化交付金で措置）

1,894 (2,534) 百万円の内数

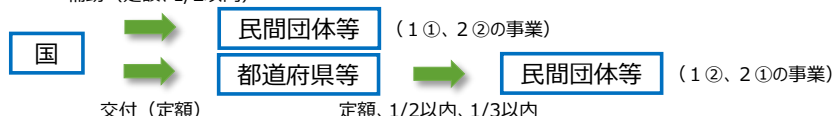
バイオマス利活用の高度化に必要な、ア. 生産基盤強化モデル施設、イ. 地域一体モデル施設、ウ. スマート技術モデル施設の導入や、調査・設計等を支援します。

② 畜産バイオマス地産地消対策事業 【令和2年度第3次補正予算】986百万円

家畜排せつ物等を活用したバイオガスプラント等の施設・機械の導入を支援します。

<事業の流れ>

補助（定額、1/2以内）



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】食料産業局バイオマス循環資源課（03-6738-6477）

42 6次産業化の推進

【令和3年度予算概算決定額 2,347（3,065）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

需要に応じた新たなバリューチェーンの創出に向けて、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した**新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備、6次産業化サポートセンターによる農林漁業者等の育成、外食・中食等における国産食材の活用**を支援します。

＜政策目標＞

6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 食料産業・6次産業化交付金

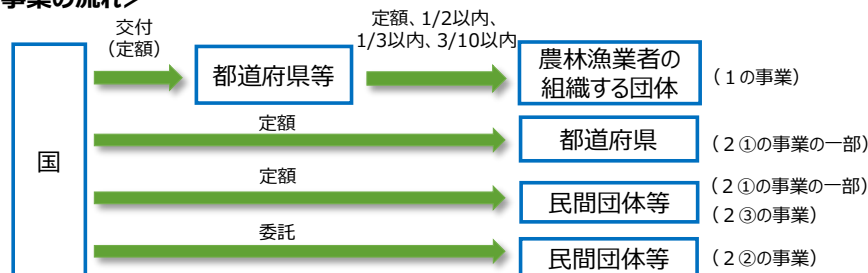
業務用需要に対応した**BtoB（事業者向けビジネス）**の取組、「**農泊**」と連携した観光消費の促進及び**農福連携**の発展に資する**新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備**を重点的に支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

2. 6次産業化サポート事業

- ① 都道府県サポートセンターが、中央サポートセンターと連携して、6次産業化に取り組む事業者の経営改善に資する**質の高いサポートを実施**します。
また、**経営やサプライチェーン全体を見渡せるエグゼクティブプランナーを選定・派遣**し、支援を受けた事業者を**地域の優良事業者**に育成する取組を支援します。
- ② 優良事例の表彰等を通じて、6次産業化や地産地消等の普及啓発を行います。
- ③ 農林漁業者と外食・中食事業者のマッチング、ジビエ肉の商談会の開催、情報共有体制の構築を支援します。

＜事業の流れ＞

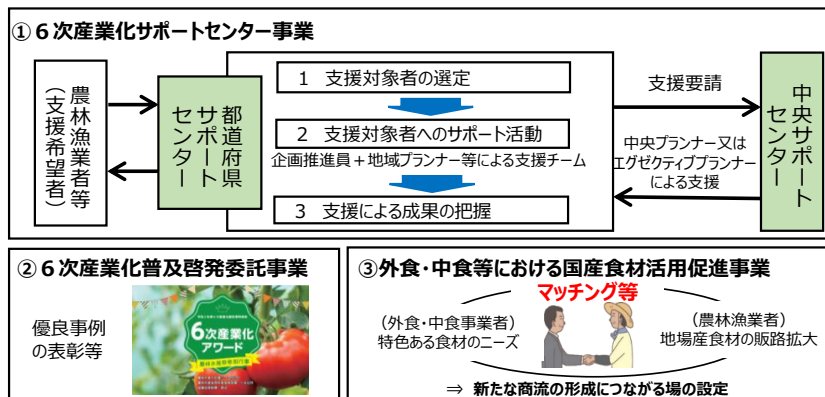


＜事業イメージ＞

1. 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係の重点支援分野）



2. 6次産業化サポート事業



【お問い合わせ先】

（1、2①②の事業）食料産業局産業連携課（03-6738-6473）
（2③の事業）食品製造課（03-6744-7177）

71 新たな森林空間利用創出対策

【令和3年度予算概算決定額 82（121）百万円】

<対策のポイント>

地方の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を多様な分野で活用する「森林サービス産業」の創出・推進の取組や、^{にっぽんうつく}「日本美しの森 お薦め国有林」の重点的な環境整備を行うとともに、森林と人との関わりに対する国民理解の醸成を図るため、全国規模の緑化行事の開催を支援します。

<事業目標>

- 新たに「森林サービス産業」の創出・推進に向けて取り組む地域数（30地域以上 [令和4年度まで]）
- 重点整備された「日本美しの森 お薦め国有林（レクリエーションの森）」の利用者数（平成29年度比50%以上増 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 全国規模の緑化運動の促進 32（32）百万円

森林空間利用や緑化をはじめとした森林と人との関わりに対する国民の理解醸成を図るため、全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭の開催等を支援します。

2. 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業 21（55）百万円

健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援します。

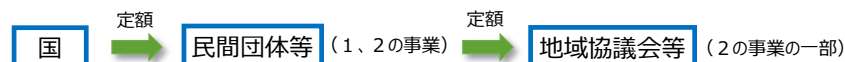
- ① モデル事業（ワーケーションの推進を含む）の実施
- ② 課題解決型研修会の実施
- ③ 課題共有・解決のための効果分析・情報発信

3. 森林景観を活かした観光資源の整備事業 29（34）百万円

「日本美しの森 お薦め国有林」において、外国人旅行者を含めた観光利用を推進するため重点的な環境整備等を実施します。

- ① 多言語による情報発信や木道整備等の実施
- ② 安全に利用できるための通話可能エリアマップ等の整備
- ③ 「新たな日常」を見据えたワーケーション環境の整備等

<事業の流れ>



※ 3の事業は、直轄で実施

<事業イメージ>

「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業

モデル事業・課題解決型研修会の実施

民間企業等と地域協議会等が、「企業の健康経営」による森林空間利用を核とした「森林サービス産業」の創出・推進に向けた課題解決に取り組むためのモデル事業や研修会の実施



森林セラピー等



研修会

効果分析・情報発信

- ・効果の検証、先行事例等の分析
- ・企業等への効果の発信、地域への具体的実施手段の共有

森林景観を活かした観光資源の整備事業



木道の整備



通話可能エリアマップの整備



ワーケーション環境の整備（Wi-Fi整備）



動画によるPR

「3密」でない森林空間を活用した新たな産業等の創出・推進

【お問い合わせ先】（1、2の事業）林野庁森林利用課（03-3502-0048）
（3の事業）経営企画課（03-6744-2323）